

1. 議事日程（令和6年第2回北広島町議会定例会）

令和6年6月11日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

佐々木 正 之	①有害鳥獣被害対策について ②小さな拠点が必要では
服 部 泰 征	広島市との連携協約は生かされているか（その3）
亀 岡 純 一	火葬場の整備計画を問う
敷 本 弘 美	支援を要する保育・療育・教育を問う
梅 尾 泰 文	①平和行政の推進は ②危険家屋の対処は

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 伊 藤 立 真	3 番 敷 本 弘 美
4 番 中 村 忍	5 番 佐々木 正 之	7 番 美 濃 孝 二
8 番 梅 尾 泰 文	9 番 伊 藤 淳	10 番 服 部 泰 征
11 番 宮 本 裕 之	12 番 湊 俊 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	矢 部 芳 彦	豊平支所長	熊 谷 忠 明
危機管理課長	川 手 秀 則	総務課長	中 川 克 也	財政政策課長	国 吉 孝 治
管財課長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	小 椿 治 之	税 務 課 長	植 田 優 香
町民保健課長	迫 井 一 深	福祉課長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農林課長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	大 本 賢 一 郎
建設課長	竹 下 秀 樹	消 防 長	笠 道 宏 和	教 育 課 長	植 田 伸 二
会計管理者	大 畑 紹 子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江

議会事務局長補佐 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会においては、省エネ、節電対策の取組の一環として服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内においてマスクの着用は自由とすることとしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向け、一般質問を行ってください。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。先に次の事項について質問したいので通告をしております。今回は2つあります。1つは有害鳥獣被害対策について、もう1つは小さな拠点づくりが必要ではないかということです。まず最初に、第2次北広島町長期総合計画（改訂版）の施策分野Ⅰの1、農業を支える基盤づくりの中で、安定して持続可能な農業経営の環境の確立を目指すこととされています。野生鳥獣被害防止策を効果的に進めるためには、個人レベルの対応に加えて、地域ぐるみの持続的な取組が必要であるとも言われております。また、野生動物の生息管理や個体数管理等などを含めて総合的な管理が求められていると思います。今回は、これまでの取組と成果について、鳥獣被害額の低減を図るための現場の改善や侵入防止、個体の捕獲数などの被害防止を推進してきているか。被害対策の指導者の人材確保、モデル集落の進め方が進んできているか。課題として、人口の減少、地域集落の高齢化、問題を抱えているが、集落に周知不足ではないか。モデル事業が生かされているか、これらの取組等を検証してお聞きをしたいと思います。まず最初に、有害鳥獣の被害防止については、野生動物を寄せつけない営農管理が欠かせませんが、管理方法について、どのように発信しているのかお伺いしたい。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 管理方法の発信についてでございますけれども、昨年度、みんなで取り組むイノシシ、シカ、サル対策のパンフレットを作成いたしまして、管理方法等につきましてお伝えしている状況でございます。また、地域農業集団連絡協議会総会において配布したほか、現在ホームページのほうでも公開しております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） そういうふうな取組をなされていると思うんですが、なかなかホームページを見られる方がどれぐらいいらっしゃるかというのは未知数だと思うんですが、できればゼロカーボンニュートラルの対策もなされてるんで、ペーパーのほうは控えておられるんですが、その辺の理解度はどのようなのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後あらゆる研修会でありますとか、そういった機会がございますので、その中でペーパーレス含めながら、ホームページでの周知、それから今回のパンフレットにつきましては動画が見れるようになっております。そういったところスマホのほうでQRコードを確認してもらえば動画のほうも流れておりますので、その辺のとももしっかり周知していきたいと思っております。その中で環境対策も非常に重要でございますので、その辺の周知に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 詳しくお伺いしましたので、次の質問に行きたいと思いますが、できるだけ町民全員が周知されることを願っております。次に、放置された果実の伐採はどのような対策をされているのか。前回も同僚議員が聞きましたが、再度お尋ねをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 放任果樹の対策でございますけれども、県事業によります野生鳥獣による生活環境被害防止対策事業に取り組んでおります。未利用果樹伐採に対しての補助を行っているところでございます。昨年度の実績でございますけれども、昨年度は25本の伐採を実施しております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 当初発信が多くあつて予算をオーバーしたとかいうふうにお聞きもしましたが、今年度はそういうことはございませんか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 周知等につきましては、春の区長会のほうでもお知らせしたところでございます。本年度につきましては、まだ予算のほうは十分ありますので、今後この事業に取り組んでいければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問に行きます。ここ最近、イノシシの被害が少し減少しているようにお聞きしております。サルの被害が近年、全町ではありませんが、多く見られるようになってきました。サルの生態を知って対応する必要があると考えますが、サルの食性、生態についてお聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） サルの生態等でございますけれども、サルは雑食性で、様々なものを採食いたします。人に似ておりまして、ほとんどの農作物を食べます。しかしながら、食べたこと

のない農作物等におきましては興味を示しません。よって、バナナでありますとかパンなどは誘引捕獲としてはほとんど効果がありませんでした。また、その生態は森林に生息いたしまして、四季折々の気候に適応しております。社会的な生物で群れをつくって行動し、群れの中には複数の雄と雌が含まれ、階層的な社会構造を持っているとも言われております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の設問ですが、先ほどの答えで半分ぐらいは回答いただいたと思うんですが、町内のサルの群れですが、順位ある社会を持ちますが、ボスザルはいないとお聞きをしております。雌ザルを中心として子ザルと生活するので10頭以上もしくはそれ以上群れをなしてるというふうに聞きます。それから食べ物を求めて山から人里へ近づき、学習能力が高いので進路路なってしまうと。そのサルの被害の拡大はどのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 高い学習能力を持つサルは、一度餌場を覚えますとその場に戻ってくる習性があります。場合によっては人家や倉庫などに侵入被害を与えることもあります。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5問目の質問ですが、サル被害の農作物被害金額は把握されておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害金額でございますけれども、サルに限らず、加害個体別の農作物被害金額につきましては調査をしております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） これからの課題としてやはり被害金額はある程度の調査は必要ではないかと思いますが、ご見解をお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在、被害金額の把握といたしまして、農業共済からのデータを基にした被害金額等は参考にしておりますけれども、なかなか実態とは即していないというところがございます。ただ、被害額を把握するにはどうしていけば良いか、いろんな課題がございますので、その点につきましては、またいろいろ考えていけばと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問に行きます。被害に対する対策方法はどのようにされているか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害に対する対策方法でございますけれども、被害拡大しないためには人家周辺で餌を見つけられないようにすることが重要であり、群れの雌ザルが生まれて死ぬまで農地を餌場と思わせないことが効果的でございます。また継続的な群れの監視を行いまして、被害を与えている群れを特定するため、今年度から実証実験といたしましてドローンによりますソリューション、熱センサーを搭載いたしまして、山林のセンシングを行いまして、生息地調査や捕獲した雌ザルに動物行動調査用のテレメトリーを発信機を装着いたしまして、群れに

帰しまして、行動調査などのデータ化を行いまして、現在、有効的な対策方法を模索している状況でございます。なお、サルに対します効果的な対策の一つといたしまして追払いがあります。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問に移りますが、関連性があるので、7問、8問、9問は一括の質問にさせていただきたいと思います。まず、有効な策として、先ほどもおっしゃいましたが、追払いがあるが、具体的にはどのようにして、また実践している地域などはどの地域があるのか。2番目、追払いの道具はどのようなものが考えられるか。3つ目は、追払いのポイントはありますかとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 追払いについてでございますけども、サルは音に敏感であるため、大声を出して山へ追い払う、ロケット花火等で威嚇する方法があります。現在、千代田地域の壬生地区、乙熊地区、春木地区、蔵迫地区で地域の方々とともに実施をしている状況でございます。ときにサルも威嚇してくることがありますが、ひるまずに立ち向かうことがポイントであります。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 追払いの道具、それからポイントなどを教えていただきました。先日、私も千代田地域を見回させていただきまして、追払いの現実をお聞きしました。子どもや女性に対しては比較的相手をしないということです。それでロケット花火、爆竹等が大変有効ではあるとお聞きします。ただ一、二回のロケット花火とか爆竹では、時間がたつとまたそこまで戻ってくる。先日、消防へ勤めてる方が、見かけたので山の頂上奥までロケット花火で追いかけたという事例もあります。基本的には追払いが原則だと感じております。次の質問に移ります。なぜそこに来るようになったのかを原因を調べる。進入ができない対策をする、地域ぐるみの取組をすることが重要と思いますが、町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、サルを寄せつけない環境整備が重要というふうに考えております。餌場の可能性となる場所の管理の徹底でございますとか、被害防止のための侵入防止柵の設置、それから生息地であります人家に近い里山林整備を地域で取り組むことが重要というふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 昨年から専門員による地域個別指導を地域でたくさん行っていただいております。私も勉強会に時間があれば参加をいたしますが、いろいろ言葉で言うよりか現場のほうが大切だなというふうに感じております。次の質問に行きます。防護柵の設置はどのような方法があるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） サルの特性を理解いたしまして、ワイヤーメッシュ柵と電気柵の複合柵が有効でございます。被害農地をしっかりと囲むことが重要でありまして、現在、千代田地域春木地区におきましてモデル農地を定めまして、獣害対策資材先進メーカーの協力のもと、複合柵の設置、それからカメラによる監視など、鳥獣対策専門員が現地に出向いて指導しております。また実証実験をしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今回の千代田春木地区において、複合柵がモデル地区と設定をされました。専門指導員が何回か見回りに来ていらっしゃいます。大いに役立ってるんじゃないかというふうに思っておりますが、これをやはりサルが出る地域の、例えば、営農集団とか、鳥獣害の実際被害に遭っておられる方とか、そういう方へのお知らせはどのようになっていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回モデル地域で行っている対策でございますけれども、かなり資材も高い状況でございますので、まずはしっかり実証試験をして、効果検証をしっかり行いまして、その対策の結果を基に整理しながら横展開のほうにもつなげていきたいというふうに現在考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 資材も割と高価な値段がするとお聞きしましたが、補助金制度はどのようになっていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 資材等の補助でございますけれども、有害鳥獣の被害防止事業といたしまして、農地耕作者等が設置いたします牧柵等の資材購入補助制度があります。補助率は30%で、個人の場合、上限5万円、地域ぐるみの場合は上限10万円となります。なお、購入後の補助はできませんので、必ず購入前の申請が必要でございます。また、中山間地域等直接支払交付金及び多面的支払交付金事業を活用しての取組も可能でございます。有効に活用されております地域もありますので、取組地域の紹介等も含め推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 資材の補助金、中山間とかいろんな活用ができるとも聞きましたが、そういう営農手段がない所はなかなか、個人で3割負担しかもらえないということで、国か県のほうで決められてるんで、なかなか補助金のアップとかいうのは難しいとは思いますが、その辺は今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町単独の補助金につきましては、令和3年度に一部見直しをしたところでございますので、当面は見直しする考えはございませんけれども、そういった中山間とかそういったところ、入っていない地域につきましては、可能な限りそういった中山間のほうにも入ってもらいながら、地域ぐるみでの取組を進めていければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問に行きます。北広島町公式LINEの中に「サルミッケ」というのがあります。町民の利用状況はどうか。また把握していない人が多いのではないかと思います。利用方法についてどのように発信しているか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 「サルミッケ」の質問でございますけれども、北広島町公式LINEの通報サービスを使いまして、サルを目撃情報は行動調査に活用している状況でございます。行動範囲をデータ化することで被害対策に役立てていきたいというふうに考えております。サルの

目撃情報をいただいた際には利用方法をお伝えしております。が、まだデータベースになるまでのものにはなっていない状況でございます。皆さんの協力で成り立つシステムでございますので、広報紙などを活用いたしまして、利用方法につきましては、周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） スマホであるんですけども、私もつい最近知ったことで、鳥獣害の対策をやりながら、こういうLINEがあるなというのを最近知ったようなことでございます。見かけないと発信はできないんですが、町民の多くの方にこのサルミッケ、スマホで簡単にできるようになっていると思います。広報のほうをよろしくお願いしたいというふうに思っております。次の質問です。繰り返しの質問になるかと思いますが、サルは非常に学習能力が高く、短期間の対策では効果が薄いと言われております。一度追い払った場所にはしばらくは戻ってきませんが、そこに餌があると時間をおいて出沒をします。サルの対策に長期的な視点が必要だと感じますが、どのようなお考えかお聞かせください

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 対応ではなく対策とするため、3つの視点での対策を講じております。効果的な柵の設置、行動パターンをデータ化するための群れの監視、それから寄せつけないための餌場をつくらないことに今3つの視点で取り組んでるところでございます。早期の対策が被害を最小限に抑えるポイントでございますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問に移ります。先ほどもお答えがありましたが、地域がサルにとって安全でない場所にする、それから個人のできることが必要ではないかというふうに思っております。農地に野菜くずを置かない、土に埋める、収穫後の残を残さない、それから生ごみは持ち帰る、これからお盆が来ますが、お墓のお供え物はできるだけその日に持ち帰る。こうしたルールづくりを心がけたいと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） サルを含めまして有害鳥獣対策は地域とともに取り組むことが不可欠でございます。地域の現状に即した効果的な取組といたしましては、残渣を放置しない、定期的な柵の点検を地域で取り組むなどのルールが考えられます。先ほど言いましたパンフレット等に分かりやすく説明し、記載しておりますので、そういったパンフレットも含めながら、そういった周知については取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後の質問の前に関連の質問を先にさせていただきたいと思っております。ジビエの利用についてです。止め差しから移動して解体まで現在の方法では時間がかかり過ぎて、大半は焼却処分、それから土に埋めるというのが原則になっております。今回はきたひろコンソーシアムの検討をなされておりますが、そこはお伺いをしません。その中で一つ、他の地域でやられたのを紹介したいと思います。より近く、より早く移動して、新しい時代の解体処理車、ジビエカーと言っておりますが、中国地方にはまだ恐らく導入はされてないというふうにお聞きしております。捕獲してその場でジビエカーの中で解体、洗浄して、保冷車がありますので、一時処理を簡単にするという車が東北、それから九州あたりでは実証実験や実際には使

われているというふうにお聞きをしております。実際に私も実物を見たわけではありませんので、どういうメリットとかデメリットがあるかは分かりませんが、実際このシステムやられる時には、ジビエカーの実証実験、今後の取組の考え方は参考になるのではないかと思います。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣対策の最終処分の一つの取組といたしましてジビエというものもあります。このたびジビエを利用する共通の目的を持ちました関係者が集まりまして、コンソーシアムを立ち上げたところでございます。その中で捕獲、搬送、出荷、それから処理加工、販売といった一体的なものを協議していくように考えております。その中で搬送、出荷の中で、先ほど議員のご指摘がありましたジビエカー等につきましても議論していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 検討の一部になればというふうに思います。最後に、これも捕獲の、自分でもできるというような簡単な箱わなで捕獲した後に、ジビエ利用において、不要発生の原因となる衝突行動を抑制することが大事だと思っております。箱わなには両開き式、また片開き式というのがありますが、それを扉にU字ボルトで耐水性コンパネを装着することで捕獲後の衝突行動を抑制できるという考えがあるそうです。機会があれば、私も取り付けてみたいというふうに思っております。町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 私も細かいところは承知しておりませんが、この捕獲技術は日々進歩していると思います。議員ご提案の箱わなをはじめ様々な方法についてトライアンドエラー、試行錯誤を繰り返しながら、有効な方法を模索するとともに有害鳥獣対策のDX化にも取り組んでまいりたいと考えております。広島県では、新しい組織テゴスを設置しましたので、県内外の情報も共有し、また研究しながら有害鳥獣対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町長の所見をいただきましたので、2番目の質問に移りたいというふうに思います。2番目の質問は、小さな拠点づくりが必要ではという質問であります。今回は1問しか用意しておりませんので、また次回に詳細はやらさせていただきたいと思いますが、中山間地域などでは、小学校や店舗、ガソリンスタンドなど住民の生活を支える基盤が年々失われております。人口減少に拍車がかかっています。こうした中、災害時の備えも含めて複数の部落連携や施設・機能の集約をして住民生活をサポートする取組が必要ではないかと思います。お隣の邑南町でも現在検討はされておりますが、実証実験にはまだ至ってないというふうなことをお聞きしました。我が町も合併して20年が過ぎようとしております。課題は多くあると思いますが、ホープタクシーによる貨物複合型の交通システムなど、対策はどのように進められるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 本町のデマンドバスであるホープタクシーでは、貨客混載運送は行っておりませんが、路線バスの千代田芸北金城線で、4月から11月の間、貨客混載運送が行われております。本町のホープタクシーは主に旧町内を運行エリアとし、ドア・ツウ・ドアの運行を行っておるところでございます。運行エリアの見直しを行い、広域的な利用を促

進し、乗継ぎ拠点の整備や地域公共交通MaaS推進によるDX化を行うことにより利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 質問状たくさん出しておりませんので次回に回したいと思いますが、今回、昨年の年度末2月にホープタクシーを利用される方にアンケート行われました。その結果の公表、ホームページに載せられると思うんですが、利用される現場の人の生の声ですから、そういうのを大切にして、運営会議などほかいろいろ会議がございますね。そういうところで実際に、例えばメリットもしくはデメリットと言ったら言葉が悪いですが、こういうふうにされてはどうですかという意見の答えを少しいただいております。今回は申しませんけれども、そういった現場の利用者の声を反映していただきたいというふうに考えますが、どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 今、議員がおっしゃいましたように、ホープタクシーのアンケートを2月2日から16日に実施をしております。こちらは各地区15名選出させていただき、計60名の方にアンケートの協力をお願いいたしました。調査結果といたしましては、AI予約、運行管理システムを導入、オンデマンド運行については、良い結果、お返事をいただいたと思います。また、芸北大朝地域に導入しましたオンデマンド運行を千代田、豊平地域に導入することを検討していきたいと考えております。定額運行につきましては、「期待しない」が「期待する」を上回る結果でございました。導入に当たりましては、情報収集や研究が必要だと感じておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 終わります。

○議長（湊俊文） これで、佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。10時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 37分 休 憩

午前 10時 50分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。10番、服部議員の発言を許します。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。先に通告しております広島市との連携協約は生かされているか（その3）ということで質問します。広島市と隣接する北広島町は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するため、地方自治法の規定に基づき、広島市と連携協約を締結し、平成28年4月1日より施行しています。この連携協約は、人口減少・少子高齢社会にあっても、広島市及び北広島町が圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取

組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏を構築し、もって圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図ることを目的とされています。さて、令和5年6月議会での一般質問では、広島広域都市圏を形成している市町やローカル経済圏の構築に関する内容、そして大きく3つある取組の中の1、圏域全体の経済成長の牽引について質問しました。また、令和6年12月議会の一般質問では、その続きとして、2、高次の都市機能の集積強化及び3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の中の（1）生活機能の強化について質問しました。今回は引き続き、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の中にある（2）結びつきやネットワークの強化及び（3）圏域マネジメント能力の強化、そして今後の方向性等について質問します。それでは、まず、（2）結びつきやネットワークの強化から質問します。取組、生活交通の維持・確保についてです。この内容は、圏域内住民の交通手段の維持・確保を図るため、不採算のバス路線の運行費の一部を補助するなど、生活交通の維持・確保に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、不採算のバス路線の運行費の一部補助などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。不採算バス路線の運行費の一部助成とありますが、町内バス路線の現在の状況はどうなっているでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 町内のバス路線は、芸北地域6路線、大朝地域2路線、千代田地域3路線、豊平地域4路線の計15路線が各地域のバス事業者によって運行されております。町からバス事業者に令和5年度バス運行対策費補助金として1億4363万円を交付しておるところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 人口減少が進んでおり、財政的に厳しくなっていくことが見込まれる中、高齢者の増加とともに免許返納は増えてくることが予想されます。生活していくためには、使いやすく持続可能な公共交通の整備が重要となりますが、どのように対応されていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 路線バスは、広域的な移動を行う交通手段としての役割を持っております。またホープタクシーは、自宅から目的地までドアツウドアの運行が可能な旧町内での移動手段としての役割を持っております。今後、高齢者の増加等を踏まえ、交通手段の役割を見直し、ホープタクシーの広域的利用を進めることで利便性を向上させていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、おっしゃられた中で、ホープタクシーの広域的利用の利点、それですね、広域的利用の利点と、それを進めていくためにクリアする課題というものはあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） ホープタクシーは、先ほども申しましたようにドアツウドアが利点だと思います。今後進めていく中ではいろいろ課題等あると思いますので、また検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 公共の交通の課題を解決する策として、今、ライドシェアも注目されてお

り、広島都市圏で取組が始まっているとのこと。北広島町においても検討はしていくんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 利用状況等も考慮しながら、手法の一つとしては考えていくべきと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これからはまた検討が必要になってくると思います。また考えておいてください。それでは次の取組です。ICT環境の整備、有効活用についてです。この内容は、圏域内住民の暮らしにおける利便性を向上させるため、超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究など、ICT環境の整備等に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。北広島町では、ちゅピCOMにより光回線が整備されました。この取組は終了したと捉えていいのでしょうか。それともさらなる活用を目指し、研究を進め、より充実したサービスが提供できるよう、新たな整備等を計画されるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 北広島町では、令和6年3月をもって全地域への光回線を利用した超高速ブロードバンドの整備は完了しておりますけれども、通信技術は日々進化するため、令和3年8月に株式会社ちゅピCOMと次世代の地域情報通信基盤の研究に関する連携協定、こちらを締結しております。近隣市町の状況も踏まえながら、ICT環境のさらなる活用による町民の利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、お答えいただきましたが、設置して終わりではなく、さらなる活用に取り組むというのは大切なことだと思います。では、この次世代の地域情報通信基盤の研究に関する連携協定とは、ちょっと今、初めて聞いたんですが、具体的にどのような内容なのか、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 連携の内容といたしましては、5つの事項がございまして、1つ目に最新技術を用いた実証実験の構築に関すること、2つ目が住民、個人とか地域、企業及び来訪者が抱える課題と技術とのマッチングに係るアイデア創出及び調査に関すること、3つ目が地域に適した情報通信基盤の維持・拡充に関すること、4つ目がデータ連携基盤に関する研究に関すること、5つ目がその他協定書で合意した事項ということになっております。株式会社ちゅピCOMとは月に1回程度の定例会を開催いたしまして、町内の通信技術、それからDXを活用した提案を受けて、また協議を続けてまいっている状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その会議とか内容に対して、町としては予算は必要ではなく、やはり会議を通してちゅピCOMが実施主体として研究して行っていくと考えて良いんですか。それとも町がやっぱりそれなりに予算を組んでやることもあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） ちゅピCOMからの提案を受けて、町がどういう形で実現させていくのかということも含めて、予算のこともありますが、互いに知恵を出し合って進めてい

く。その中で予算が発生することについては、また町のほうからも予算づけをして行っていくということになると思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） やはり利便性向上には日々の進化していくことが大事だと思いますので、また詳しい内容が分かれば教えていただきたいと思います。それでは、次の取組です。県内産品の地産地消についてです。この内容は、圏域内における地域経済の循環を図るため、圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援など地産地消に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援とありますが、どのような取組をされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 広島広域都市圏産業振興研究会におきまして、特産品の活用と販路拡大をテーマとしたワーキンググループが編成されており、本町、あるいは広島市を含みます13市町が参加をしておるところでございます。事業内容としましては、首都圏バイヤーとのオンライン相談会や大都市圏でのマルシェ方式による物販、特産品の商品改良等補助事業などがございます。昨年度につきましては、2025年に大阪で開催される万博をきっかけとした広島広域都市圏28市町フェアが大阪梅田で開催されまして、町内企業からも特産の出品を行ったところです。今年度も商工会と連携して町内事業者へ各種イベントや、そういった案内や補助制度の周知などを行ってまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 積極的に参加いただきたいと思います。地産地消へ取り組むとされていますが、北広島町の地産地消の状況はどうなっているのでしょうか。また、より一層推進していくために必要なことは何でしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 圏域内産品の地産地消は、広島広域都市圏産業振興研究会の下、農産物等産地消推進部会の名称で、広島県、山口県及び島根県の3県にまたがります23市町での取組を進めておる状況でございます。本町の地産地消の対応状況につきましては、町内で生産されます農産物につきましては、主に農業協同組合に出荷されまして、広島市の中央市場でありますとか東部市場などを経て圏域内で消費されております。また、町内の産直市等へ出荷されているほか、学校給食でも使用されており、地産地消に取り組んでいるところでございます。それから地産地消を推進するために必要なことといたしましては、圏域内の需要に応じまして生産量を増加させることによりまして、単価を維持しながら、農業者の販売額の向上につなげるとともに出荷者へのハウス整備支援によります町内産直市の活性化及び教育課とも連携しながら、学校給食への利用拡大等の取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、お答えいただいた中で、需要に応じた生産量の調整、それについては大変重要と思われるんですが、この調整を具体的にどのように行っていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この部会の構成メンバーの中で、それぞれ各市町でPR、特に重点品目

等の情報共有をしております。その中で圏域内の需要等につきましては、また市場、それからJAさんとの情報共有も部会の中で行うようにしております。また、消費者のPRにつきましては、この部会の中でマツダスタジアムでありますとか、それからひろしまフードフェスティバル等でPR事業も行っております。そういった中で消費者とのつながりもしっかり取り組んでいくようになっておりますので、今後とも部会とも協議しながら、本町も取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 農産物はやはり育てるまで時間かかりますので、工場みたいにすぐ増産というのはいけないと思うんです。そういった辺りの調整というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど言いました各市町の重点品目等につきましては、年間にいつ出せるかというのは、そういったものも部会のほうで取りまとめている状況でございます。そういった中で、また地産地消に向けての調整等につきましては、部会の中で取り組むというふうな形にはなっております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 産直市としては道の駅舞ロードが挙げられますが、これは、もし情報等あればいいんですが、もし情報等があれば、現在の状況、例えば、経営状況とか納入する農家の増減と課題、今後の計画等についてお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 出荷者の関係につきまして、農林課のほうでお答えさせてもらいたいと思いますけれども、やはり高齢化が一番の課題でございます。高齢化によりまして産直市に出される出荷者の減が一番の課題でございますので、その辺のところはまた農林課としても、先ほど言いました雨よけハウスによりまして支援行いまして、長期に出品できるようにというふうな取組は引き続き進めていきたいと思っておりますし、売れる商品等のセミナー等についても今後考えていければと思っておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 確かに高齢化というのは聞いておりまして、やはり運ぶのが大変とか、それから残った物をどうするかとか、そういった課題があるとも聞いてますが、その辺り何か対策をお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員ご指摘のご意見は聞いておるところでございますので、その辺のところにつきましては、また皆さんのご意見を聞きながら、どういった対策ができるかということにつきましては引き続き考えていかなきゃいけないというふうに課題等は認識しております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 以前視察した、よく売れている道の駅では、やはり配送サービスとして担ったりとか、それから責任を持って廃棄までやるとかという取組をされてました。また検討いただけたらと思います。また、お答えの中で学校給食への利用拡大とあります。今度新しくできる北広島町学校給食センターについても積極的にこの町内農産物を使用していくと考えて良

いんでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 地域の農産物を地域で消費するということは大切なことでありますので、その方向で考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） やはり食育という面もありますので、積極的に活用いただくことを期待しています。それでは、次の取組です。交流・移住・定住の促進についてです。この内容は、圏域の人口減少への対応を図るため、圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進など、東京圏等の住民との交流や圏域への移住・定住に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進など東京圏等の住民との交流とありますが、どのような取組をされているんでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 先ほども答弁申し上げました広島広域都市圏産業振興研究会におきまして、内陸部の観光振興をテーマとしたワーキンググループが編成されておりまして、こちらにつきましては、本町あるいは広島市を含む14の市町が参加しているところでございます。このワーキンググループの事業内容としましては、広島県内陸部ならではの観光資源を生かした大都市圏でのPRや新たな観光施策を研究・検討するものでございます。こちらの昨年度の実績としましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、大阪梅田で開催されました広島広域都市圏28市町フェアにおきまして、来場者への市町PRカードの配布や、本町の観光PR動画の放映を行ったところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 来場者への配布とかPR動画を放映を行ったということ、何かその放映について感想とか、もし伺ったのであればお知らせください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 当日放映しました動画についての感想等については把握できてない部分もありますけども、この2日間行いましたフェアにおいて配布を行ったPRカードの枚数が1,158枚のカードを配布したということで、多くの関西圏の方にPRができた、あるいは北広島町を知っていただけたのではないかなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 少しでもそれがつながっていただきたいと思います。コロナ禍でやわらいだこともありますが、相変わらず東京への一極集中が進んでいます。特に広島県、これはデータの捉え方によってもいろいろ異なるようなんですが、この広島県については、転出超過が全国トップだったとのことです。圏域内で協力して新たな対策を行っていく必要があるのではないんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議員の言われるとおり、広島広域都市圏で協力をし、転出を抑制し、転入を促進する新たな対策を行うことは必要だと考えております。現在、広島広域都市圏では、広島広域都市圏UIJターン促進協議会を設置し、東京・関西圏の学生を対象としたUIJターン就職の促進に取り組むことにより、圏域内企業の人材確保を支援するとともに

圏域内の就職世代の転出超過の減少につなげる事業を実施しております。本町も協議会を構成する一員として、圏域内の転出超過数の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ここ北広島町につきましても転出超過の状況と言えらると思います。分かる範囲で良いので、その主な原因についてはどのように捉えておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 把握しておりません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それはなかなか聞けないと思うんですが、情報等によると、例えば、女性の働く場が少ないとか、やはり魅力的な学校が、どうしても大学とかがないので出ていくとか、そういった若い世代が出るというのは聞いています。やはりその辺りのことも調査していただいて、やはり聞かせていただきたらと思います。また、この圏域内における転出超過の対策において、この北広島町が担える役割というのはどのようなものがあるのか、もし検討していることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほども申し上げさせていただきましたが、東京・関西圏の学生を対象としたU I J ターンの就職説明会等に機会がありましたら、一緒に参加したりして促進を進めていければと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 確かに大事なんですが、やはりこの北広島町の魅力を伝えていくのもやっぱり大事なことだと思うんです。何かこういう魅力があるとか、もし今、分かれば伺いたんですが、ありますか。こういうことを進めていきたいとか、若い世代が来るのにとというのがもしあれば。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 本町の魅力で言いますと、自然豊かな町ということでございますので、そういったことのアピールも含めながら、住みやすさをアピールしながら人口増につなげていければと、今からいろいろ検討はしていく必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは次の取組です。圏域内住民の交流促進についてです。この内容は、圏域内住民の交流促進を図るため、圏域に根差したプロスポーツ等の共同応援や、圏域のイベント情報の相互発信などに取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、圏域に根差したプロスポーツ等の共同応援や、圏域のイベント情報の相互発信などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域に根差したプロスポーツとありますが、どのような団体が当てはまるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 広島広域都市圏の県内住民の交流促進の取組を行っているプロスポーツチームは、広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島ドラゴンフライズとなっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その広島ドラゴンフライズ優勝したので盛り上がっていいですね。共同応

援や圏域のイベント情報の相互発信に取り組むとありますが、どのような活動をされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 共同応援は、先ほどお答えをしましたプロスポーツチームを共同で応援することで、圏域の住民交流を促進することを目的として実施しております。また、イベント情報の相互発信は、共同応援の各会場において広域都市圏のチラシや参加市町のパンフレットなどを配布し、圏域内のPRをされておるところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 北広島町はスポーツを核とする地域の活性化を掲げています。ここに対して関係している部分はあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） スポーツを核とする地域の活性化、スポーツをキーワードとしたまちづくりの柱として、第2期北広島町スポーツ推進計画を策定しておりますが、その中で、スポーツを観戦することで感動や感激を味わうこと、「みる」スポーツとして「きたひろスポーツ」と位置づけております。広域都市圏の共同応援に参加し、スポーツ観戦や圏域住民と交流をすることで町民がスポーツを通じて、楽しさ、喜び、幸せを感じることができ、それによって、北広島町を含む広域都市圏への一体感や愛着の醸成につながっているものと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 「みる」スポーツとして、参画している他市町と共同応援されるということで、この共同応援に参画すると、やはりこの圏域住民と交流されるということなのですが、交流応援ってどのような形の応援になるのでしょうか、そこについて伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 昨年度で言いますと、サッカーのサンフレッチェ広島のほうへ共同応援という格好で参加をしているようでございます。本年度はまだ未定というふうにお聞きしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 共同応援と言うのは、例えば、サンフレの試合があります。それに対して北広島町と、どこかの市町の人と一緒にいくみたいな形のことを言われてるのか、ちょっと伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 広域都市圏の構成市町へお声がけをされて、一緒に行くのではなく、現地で一緒に応援をしている格好でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そういった関係市町と現地で集合されて、一緒に応援をして、また横のつながりもつくっていくという形で認識して良いですか。はい、分かりました。それでは、次の取組です。安全・安心な暮らしの確保についてです。この内容は、圏域内住民の安全・安心な暮らしの確保のため、消費者被害に関する情報の共有など消費者対策等に取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、消費者被害に関する情報の共有などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。北広島町内における消費者被害の状況はどのように

なっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 本町の消費者被害の状況としましては、令和5年の山県警察署における特殊詐欺としての認知件数は2件でございます。また、週1回開設しております消費生活相談室では、不審なメールが届いたなどの情報提供を含め、令和5年度は44件の相談がありました。通信販売でお試し購入のつもりが定期購入になっていたので解約したい。害虫駆除をスマートフォンや電話帳で調べ、安価な会社に頼んだが高額請求されたなど、近くに相談する相手がいないなど、自己判断で契約して被害に遭われる事例がありました。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、消費者被害に関する情報の共有とありますが、どのような体制を組んでいるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） これまで広島広域都市圏域での情報共有はありませんが、消費者庁や広島県からの情報提供、全国消費生活情報ネットワークシステムにより情報を発信、共有しております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 消費者庁や広島県からの情報提供もあるということで、今、お答えいただいた全国消費生活情報ネットワークシステムと言われましたが、このシステムについてちょっと詳しくお知らせください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 全国消費生活情報ネットワークシステムは、独立行政法人国民生活センター、中央省庁など都道府県及び市区町村の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費者から寄せられる消費生活に関する苦情などの相談情報の蓄積、共有及び情報提供を行うシステムでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そのシステムには、個人からも情報を伝えれて、また個人にも情報が返ってきて、また、こういった自治体からも情報提供できて、情報が返ってくるというような形なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） これにつきましては、例えば、本町で申しますと、先ほど申しました消費生活相談などで受けました内容を全て入力いたします。このシステムにつきましては、各自治体が消費生活に関する相談内容を個人情報以外の部分で検索、閲覧ができ、被害に関する情報を共有することができるものでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） じゃあ例えば、私とかがどのような相談があるかというのを見ることというのはできなくて、あくまで自治体専用のシステムという形で認識して良いのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 個人では見ることはできません。主には自治体等が閲覧し、情報を共有するものとなっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 最近では、定額減税に便乗した詐欺も出てきたと聞いています。還付金やパソコンのウイルス感染に関する詐欺も後を絶ちません。有名人の振りをした投資の詐欺も出てきています。常に新しい対策というのが必要となってきますが、こうした被害を減らしていくためにどのような対策を打たれているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 最近では、様々な施策に便乗したり、人の感情や親切心に付け込んだ詐欺など犯行手口の巧妙化、多様化が進んでおり、詐欺については、警察等と連携しながら町民の皆様へ情報提供、注意喚起に努めております。被害を減らしていく啓発として、本町では、広報きたひろしまに消費者トラブルの記事を連載したり、お盆や年末年始に帰省する家族に向けて高齢者等の異変に気づいてもらえるよう、きたひろ情報アプリ、ちゅピCOM音声放送などにより注意喚起を行っているところでございます。また、昨年度は高齢者が消費者被害に遭わないために千代田地域高齢者学級で消費生活相談員による講座を開催し、若年層へは、成人式で消費者トラブル回避の冊子を配布しております。今後も町民の皆様が安全で安心して暮らしていけるよう、消費者被害に関する情報の発信、啓発、相談窓口の周知など続けてまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） こんな詐欺なんですが、入り口としては固定電話による詐欺も多いと聞いています。北広島町が行っている対策はあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 対策というよりも、先ほど申しましたように啓発という部分が主に町としてやっているところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 電話番号、拒否する電話の設置の補助とか何かいろいろされてるところもあると思うんですけど、そういったのは特にはなくて、何か安心電話ですか、そのぐらいしかなかったですか、その辺りちょっとお伺いしたいです。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 安心電話はちょっと違うとは思いますが、今高齢者であれば、NTTで電話番号の通知機能等が無料で受けられるといったところもございますので、そういったところも含めて包括支援センターのほうでもそういった取組はしているところでございます。例えば電話機の購入の補助というところまでは町のほうでは至っておりません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これも分かれば大丈夫です。ちゅピCOMになって電話番号が変更になった人も多いんですが、特に影響とかは分からないですね。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 現状把握しているところはありませんけれども、そういった注意喚起については行政を挙げて進めていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 逆に電話番号配られてないので、そういった面では良い点もあったのかな。何か困る面と、そういった手帳、もうなくなったので、良い面と悪い面があるなどは個人的に感じています。それでは、次に（3）圏域マネジメント能力の強化について質問したいと思い

ます。取組、職員の育成確保についてです。この内容は、圏域内市町職員の圏域マネジメント能力の向上を図るため、圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修など、職員の育成、確保に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。２０２３年度における実務研修や職員交流研修の内容と実績はどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 広島広域都市圏主催の実務研修でございます。市政課題セミナー、組織力向上講座、コーチング講座など１０講座、その他ＳＤＧｓ合同研修などの事務的な研修がございました。本町からは、市政課題セミナーに６人、コーチング講座に１人、ＳＤＧｓ合同研修に２１人、合計２８人が出席をしております。また、家屋評価実務研修と言うのも開催されておりまして、実務のレベル向上や取扱い等の均衡化を図るため、担当課のほうから出席をしております。続いて、職員交流研修、２０２３年の職員共同交流研修でございます。こちらは、現在研修を実施しておりまして、２グループに分かれて研究を実施している状況でございます。１つ目のグループが関係人口グループでございます。テーマを「人で地域をブランディング～２００万人が幸せな広島広域都市圏～」とし、地域住民へのアプローチ、民間連携、ポータルサイトの活用などの施策研究を行っております。２つ目のグループがＤＸグループでございます。テーマを「行政サービスにおけるＤＸ推進の取組について～自治体ＤＸ実現に向けた第一歩～」とし、業務フォーマットの作成、デジタル人材の育成などの施策研究を行っております。どちらのグループにつきましても、本年７月に開催が予定されております連携市町が集まる首長会議での最終報告に向けて、現在、施策研究を鋭意進めているところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） 施策研究を進めているとのことなんですが、その研修等を生かして新たに取組んだ事業というのがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 新たに取り組んだという事業は現在のところございません。研修等により得た知識やノウハウ、情報などにつきましては、圏域自治体職員の業務能力の向上、こちらに寄与しているものと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） 現在、２つのグループが研究されているとのこと。また、首長会議でも最終報告されるとのこと。結果がまとまれば、例えば、町民の方が参照したいといった、そういったことは可能なのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 直接的にその発表を聞いていただくという機会はないと思いますが、あった内容につきまして、本町のほうからフィードバックするなり、あるいは広域都市圏のほうのホームページ等で、テーマだけは出てくると思いますので、そちらのほうでご覧いただくことは可能かと思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） なかなかこの関係人口、２００万人が幸せな広島広域都市圏とか、それからまたＤＸ、行政サービスにおける取組とかというのは興味がある内容ですので、もし出せる

ことがありましたらお知らせいただけたらと思います。次の取組です。事務の効果的・効率的な執行についてです。この内容は、圏域内住民に対する行政サービスの効率化や利便性の向上を図るため、圏域内市町の連携により行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに取り組むとなっています。また、連携市町の役割として行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに甲と協力して取り組むとされています。そこで質問します。行政資源の相互利用や施策の共同実施とありますが、どのような内容でしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 行政資源の相互利用でございますが、全国的な人口減少、少子高齢化にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるよう圏域内の構成市町の保有するヒト・モノ・資金・情報などを相互利用するというものでございます。直近の例でございますが、令和５年度におきまして、土木建築を担う技術職員の派遣制度、こちらが決定をし、令和６年度から運用を開始しているところでございます。施策の共同実施につきましては、人事交流、各種研修のほかにパートナーシップ宣誓制度の相互利用でありますとか、下水道指定工事店の指定制度の広域的運用、こちらを実施している状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） 先ほど土木建築、土木とか建築を担う技術職員派遣制度開始しているとのこと。何名の方がどのような勤務内容で、どのような業務をされているのか、もし分かればお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 土木、建築技術職の採用でございますが、こちら流れとしましては、広島市のほうで採用されて、広島市から広域都市圏の市町のほうに派遣をするというようなスキームになっております。令和６年度におきましては、竹原市、坂町、安芸太田町、こちらのほうにそれぞれ１名職員を派遣されているというふうに聞いております。業務内容等につきましては、すみません、把握しておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） じゃあ現在のところ、北広島町には来ていないということですね、はい、分かりました。では、この行政サービス補完とは何を指すのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 行政サービスの補完でございますが、人口減少等が著しい小規模な自治体、こちらにおけます行政サービスの確保に向けまして専門人材の育成や確保など、構成市町において相互に利活用するというものでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） それでは、実際に行政サービスの効率化や利便性の向上が図られた事例としてどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 利便性の向上・効率化という視点で申し上げますと、先に述べましたパートナーシップ宣誓制度の相互利用でありますとか、下水道指定工事店の指定制度の広域的運用、こうしたものの実施によりまして、該当者及び事業所の所定の手続、こちらの一部を省略可能とすることで行政サービスの効率化、利便性の向上が図られているというふうに認識

しております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） この研究は、また合う事例があれば、今後もどんどんまた取組を増やしていくと認識してて良いでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） こちらパートナーシップ宣誓制度で、例えば、話をさせていただきますと、こちら法的にまだ未整備の部分があるというところで、ただし自治体としては共通の認識を持たないといけないというような趣旨で広域都市圏の関係市町からの発案によりまして連携というのが成り立っております。同じような流れでいけば、新たな課題等が出た、調整事項が出た場合にはそういった形で協議をして、場合によれば採択をされるということはあると思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） さて、これまで3回にわたって広島広域都市圏における連携協約である圏域全体の経済成長の牽引での12の取組、高次の都市機能の集積・強化での4つの取組、圏域全体の生活関連機能サービスの向上での15の取組について質問してきました。この連携協約は平成28年4月より施行され、8年が経過しました。そこで質問します。広域都市圏における連携協約によるメリット・デメリットをどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） この連携協約でございますが、人口減少・少子高齢化社会にあっても、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することによりまして、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏を構築し、圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図る。こちらを目的としております。本町の長期総合計画におきまして定めております目指すまちの将来像、こちらの実現に向けまして本町における取組、各種施策を進めていくとともに圏域内の市町と連携することによりまして、その知識や人材などをお互いに活用できること、こちらをメリットというふうに考えております。デメリットというご質問でございますが、現在のところ、特にそういったものは感じておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） こうした取組というのは、社会情勢や環境の変化などに伴って定期的な見直しや更新、場合によっては中止が必要になると思われます。そこで質問します。既に終了した取組や取り組むことができないもの、見直しが必要な取組はあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 近年の社会情勢、こうした社会情勢の中によります課題等、こうしたものによりましての変化はございますが、そうした状況を踏まえつつも取組の実現、最初に決めております取組の実現に向けまして連携中枢都市である広島市と協議をしながら各種施策を実施しております。具体的な事業の執行につきましては、未実施、こうしたものもございますが、現在のところご質問に該当するようなものはないであろうというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 広域都市圏としては様々な取組をされているところもあります。例えば、

備後圏域では、ふるさと納税の返礼品の募集に圏域で取り組んでいるとのこと。そこで質問します。この取組についてどのように捉えておられるでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 広域的な返礼品につきましては、魅力的な組合せができるようであれば取り組んでいければと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、この広島広域都市圏においても今後こういった新しい取組をされていく予定はあるでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在のところ予定しておりません。広島広域都市圏での返礼品募集につきましては、全ての連携市町の同意が必要となっておりまして、現実的には難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 広域的には難しいということで、備後圏域はすごい取組をされているとは思いました。少子高齢化や人口減少、働き手の不足などにより多くの自治体が課題を抱えています。北広島町においても例外ではなく、課題を共有する市町と協力し、圏域内で各市町の特徴を生かしながら課題に取り組んでいく必要があると思います。そこで最後に町長に質問します。北広島町における喫緊の課題は何でしょうか。また、それを解決していくため、今回質問した広島広域都市圏の連携協約をはじめ北広島町が策定している様々な計画等をどのように生かしていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 国全体の人口減少が進む中でございます。本町におきましても、こうした人口減少は重要な課題でございます。先に答弁させていただきました広島広域都市圏における協定によるメリットを最大限に活用しながら、本町の第2次長期総合計画をはじめとした各種計画に基づいた施策に取り組み、住みたい、住んで良かった、住み続けたいと思えるまちづくりを引き続き展開してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ならば、しっかり計画を生かしていただいて、何とかこの圏域でしっかりと人口減少対策を含め、取っていただきたいと思います。以上で、私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで、服部議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 45分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。先に通告しております火葬場の整備計画について質問させていただきます。さて、ゆりかごから墓場までという言葉は皆さんよく聞かれたことがあると思いますが、これは、イギリスの労働党が第二次世界大戦後に唱えた社会保障政策のスローガンですが、生まれてから死ぬまでの一生のことを言うわけです。現代の日本では、あえて土葬を望まなければ、大方の方が墓場に入る前にお世話になるところが火葬場であります。そういう意味で、この火葬場は、非常に生活に密着した施設であるというふうにも言えると思います。まず、最初の質問ですが、自治体によっては、この土葬が認められている所もあるようですが、北広島町で一体土葬は可能なのでしょうか。このことについてお尋ねしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 自治体によっては、土葬が認められている所もあるというご質問ですけれども、日本ではほとんどの場合、火葬を経て埋葬していますが、市町村長の許可を得れば土葬を実施することが可能で、議員のご説明のとおり、日本の一部では土葬を行っている地域もあるということです。本町では宗教的・慣習的に土葬を行う習慣がないことや伝染病蔓延防止や遺体の腐敗など、衛生面からのリスクもあるため、土葬は想定していませんが、禁止もしていませんので、相談があれば個別に検討することになります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 実は私知らなかったんですが、相談すれば検討してもらえるとということなんですよね。土葬は想定していないが、禁止もしていない。これまでに土葬を希望する相談はありましたか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 本町におきましては、土葬の相談はありませんでしたが、県内で土葬に関する相談が1件あったということを聞いております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ほとんどの方がいずれは利用する行政サービスであるのがこの火葬場であるというふうに言えると思います。そこで、この火葬場について考えてみたいと思いますが、本町が今年の3月に策定した北広島町火葬場整備基本計画は、長期的な展望に基づいて施設運営の効率化と整備方針をまとめたものということです。この計画に沿って質問したいと思います。まず、この計画の策定までの大まかな経緯をお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 火葬場は、合併まで旧町単位で運用されていましたが、合併後、平成20年度に老朽化していた千代田地域の火葬場を建替え、平成28年度に町内の火葬場の在り方について見直しを行いました。見直し案は、町内に3か所ある火葬場を2か所に集約し、島根県邑南町と共同運営していた火葬場を解消するというものでしたが、その案に基づき、令和2年度に邑南町との共同運営は解消しています。しかし、町内2か所に集約する案は保留となり、現在、町内3か所の火葬場を運営していますが、芸北、豊平の火葬場については、老朽化が進んできたため、改めて今後の火葬場の整備方針を検討することとしました。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

- 1 番（亀岡純一） 今から16年前の平成20年度に千代田の慈光苑が造られたと。それから今から8年前の平成28年度に町内火葬場の在り方を見直しをしたと。しかしながら、この時には具体的な計画の策定というところには至らなくて、再度、昨年の令和5年度に整備方針を検討して今回の策定になったと、そういうことですね。今回、この時期に計画を策定した理由、あるいは目的は何でしょうか。このことについてお尋ねします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 芸北、豊平の火葬場が建築されてから年数がたち、老朽化が進んできたためです。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 大きな要因として、現在使われている設備が老朽化しているということ、前回検討、見直しをされた時に、あれからもう7年、8年がたったということですから、さらに老朽化が進んでいるということであると思いますが、それでは、改めて現在の町内の火葬場の現状がどのようになっているのか、お尋ねいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 令和5年度における施設と利用状況をお伝えします。芸北地域にある火葬場は、昭和51年に建築され、築47年が経過しております。火葬炉は1基で、年間利用件数は30件となっています。千代田地域にある火葬場は、平成20年度に建築しており、築15年が経過しております。火葬炉は2基で、年間利用件数は225件となっています。豊平地域にある火葬場は、平成9年に建築され、築26年が経過しており、火葬炉数は1基で、年間利用件数は39件となっております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 令和5年度の状況を説明していただきました。それぞれの火葬場には名前がついておりまして、芸北地域の火葬場は浄寿苑、これが築47年たつてると。今年は48年目ですかね。もうすぐ50年が来るという状況で、年間の利用件数が30件。それから豊平の火葬場は光寿苑と言います。これが築26年、利用件数が39件。それに対して平成20年度に建てられた千代田の火葬場が慈光苑と言いますが、築15年で年間の利用件数が225件というふうに桁違いに多くなっているということは分かりました。じゃあ実際にかかっている各火葬場の補修費というのは一体どのくらい年間かかっているのか、お伺いしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 令和4年度についての修繕費の状況でございますけれども、千代田にあります火葬場につきましては434万5000円、豊平の火葬場につきましては736万7000円、千代田の火葬場につきましては111万9000円となっております。最後、すみません、芸北の間違いでした。芸北の火葬場の浄寿苑につきましては111万9000円の修繕が行われております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） それぞれに結構多額の修繕費がかかっているような気がしますが、具体的にどのような内容であったということは分かりますか、修繕の内容。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 主に火葬炉内の更新で、バーナーの取替えですとか、そういったものになっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） いずれにしても老朽化している関係で、補修が頻度が多くなっているんだろうなということは想像がつかます。その上で、火葬場の今回の再整備についての検討ですが、これはどのように検討されたのかお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 整備計画に関しては、火葬場整備検討委員会において検討いたしました。委員は、各地域協議会から推薦していただいた男女1名ずつの方、町内の葬儀、火葬事業者の方、知識経験を有する大学教授にお願いし、令和5年8月から令和6年2月にかけて委員会を開催しました。委員会では、町内の火葬場の現状の確認、火葬場の今後の在り方について検討いたしました。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それでは、具体的な策定経過についてですが、検討委員会ではどのような項目が検討されたのか、お尋ねしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 策定の経過内容でございますけれども、令和5年の8月に第1回検討委員会として町長から諮問をいただき、火葬場の現状と課題点等についてを協議いたしました。9月に近隣の火葬場の視察をしました。10月は第2回検討委員会として視察の振り返り、アンケート速報結果について、火葬場の運営費の推移について等を協議いたしました。12月は第3回検討委員会として整備方針の検討、令和6年の2月に第4回検討委員会で火葬場整備基本計画案の検討しまして、答申のほうをいただきました。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 委員会としては4回行って、さらに視察にも行かれたということですが、ちなみにこの視察はどちらのほうに行かれたんでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 隣の安芸高田市にある火葬場あじさい聖苑でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そのようなことを経た上で出された計画案であるということは分かりました。先ほども出てきた平成28年度に町内火葬場の在り方を検討した時に、その翌年であったと思いますが、平成29年度に北広島町火葬場整備に伴う住民説明会を行ったということがありました。ちょっと通告しております質問の順番が一つ先に飛び、順番ちょっと変えさせていただきますが、先に項目7のほうになりますが、この住民説明会の意見を受けて、芸北の浄寿苑については使える限り使っていくということになっていたと思いますが、その件についてはどのようなになったのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 芸北の火葬場につきまして、平成29年度の住民説明会を受け、現状維持で使えるまで使用していくこととなっております。現在まで修繕をしながら維持しておりますが、年数が経過してきており、修繕規模が大きくなってきております。令和4年度にはバーナーに不具合が生じたため、火葬時間が通常より長くなるなどのトラブルが発生し、緊急工事で4か月休止したこともありました。使えるまでということですが、火葬炉内の耐火レンガや動力制御盤など耐用年数が超えているものがあり、大規模な修繕が必要となっていてい

ますので、使用の限界が来ているものと考えます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 使用の限界が来ていると。そういう判断ですね。そういうところも含めて、今回出された整備方針案でありますけども、そのスケジュールが、見てみますと、今後2年間のうちに千代田の慈光苑の待合環境等を整備した上で、豊平の光寿苑と芸北の浄寿苑は閉鎖をするというふうに出されております。それから先、その令和8年度から先の12年間は千代田の慈光苑のみを使用すると。そして、その先の新たな火葬場の設置に向けては、令和15年度から協議、検討を始めると。令和15年度ということですから、今から9年先ということですかね。ということが出されています。これに間違いはないかをご確認します。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画書に記載している整備スケジュールの内容に間違いがありません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） そうすると、千代田の慈光苑のみを使用する12年間というものが、これ町内の地図を見てみた場合に、極端な位置的な偏りが生じるんじゃないかというふうに思います。位置的に町内の東のほうに位置しておりますから、単純に西の端のほうに住んでおられる方は随分と遠くなる。実際のところ、距離にして50km近くあるんじゃないかと、車で来ようとした場合になります。その点についての住民への公平な行政サービス、あるいは住民の満足度といったものをどのように担保するつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 千代田の火葬場を利用するに当たって今より遠くなる方もおられるということについて検討委員会においても議論となったところです。そのため、待合時間を火葬場で過ごしていただけるように待合環境の整備を行っていきたいと思いますが、運用面においても配慮が必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今の最後に出てきた運用面においての配慮という言葉がありましたけど、これは、例えば、どういうことなのでしょう。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 運用面の配慮につきましては、例えば、距離が長くなって時間がかかるというようなことを鑑みて、お式からご出棺の時間に合わせた火葬開始時間の枠を追加するなど一つの案があります。その他どういったことができるかというのはこれから検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 一つその辺の懸念材料というか、この計画を聞いた時に、最初に皆さんの、住民の方の反応というのは、やはりその辺りの声が非常に大きくて、これはお伝えしておかないといけないというふうに思ったわけですけども、今回検討の中に町内中心という言葉、それから人口重心という言葉、このことについて触れているところがありました。具体的には基本計画の21ページになるんですけども、検討した町有地の位置図というのが出ておりました。町内中心、それから人口重心というところ、これの説明と併せて、この町有地位置図の中にある①、②、③というのが書かれてありますけども、これはどこに当たるのかお答えできればお

願いたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 候補地の中で町内中心、人口重心という言葉が出てまいりました。

検討委員会の中で火葬場を町内1か所にするという方針にいたしましたけれども、そちらのほうにつきましては、皆さんご理解いただいたんですけれども、候補地につきまして議論になった時にこの言葉が出てまいりました。町内中心と言うのは、町の北と南の端の緯度を中間点として東と西の経度の中間点となるそうです。人口重心と言うのは、地域の人口に応じてバランスというか、平均値が取れる重さ、重さと言うんですかね、そういったものの取れる点というふうになっております。人口重心と言うのは、住んでいる人口に対する中心点というふうに捉えられております。まずそういった所の近くにある町有地、それで大体火葬場が設置できる大きさの町有地を見つけたらという声がありましたので、何点か検討したものが①、②、③となっております。具体的な位置については、こちらの資料にはないんですけれども、道路沿いであつたりとか公有地みたいな所を一件見させていただきました。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これはちょっと通告していないことでしたので、①、②、③の場所については、また改めて調べてみたいと思いますが、その説明の部分で、基本計画の中に書かれてある説明書の部分で、検討を重ねる中で町有地を活用するほうが望ましいという意見になりましたが、現段階では、町内中心、人口重心に位置する敷地3000㎡程度の町有地は見つかりませんでしたというふうに書かれてあります。これが町内中心と言うのは、広域農道の溝口辺りに当たる。それから人口重心と言うのが舞網の辺りになるのかなというふうに地図上で見たんですけども、これがちょっと東西少し距離がありまして、その真ん中辺りを地図で見ると、豊平東小学校跡地がちょうど真ん中辺りになるんじゃないかなというふうに思っていました。これは町有地だと思うんですけども、この場所についての検討はなされなかったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 候補地の中に入っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） いずれにしても、今回はいろいろ検討した結果、3パターンほど考えてみたというのがありました。ケース1、ケース2、ケース3というのが。これを考えてみた結果が、先ほど申し上げた、12年間は慈光苑のみで使用するということになったということに結論から言うとそういうことになったようなんですけども、この際、ケース1、ケース2、ケース3についてどういう内容であったか簡単に説明してもらうことはできますでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 整理パターンを3つということを検討させてもらいまして、ケース1と言うのは、3つの火葬場に長寿命化対策を実施する。それから芸北の浄寿苑は建て替えるというケースでございます。ケース2につきましては、千代田の慈光苑に統合して待合スペースを整備する。それから豊平と芸北の火葬場は閉鎖する。ケース3につきましては、新規の火葬場を建設する。既存の火葬場は、全て閉鎖するといったパターンでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、3つのケースを説明していただきました。これについても検討委員会の中ではかなり詳細に予想される経費について、また20年間のランニングコストについて、そ

ういったところを計算されているようです。そうしたところ、あるいは必要な人口に対する必要な火葬場の数とか、炉の数とか、様々なところを検討した結果というのが出ておりまして、ちょっとこれ、その計画の中にあるケース1からケース3の場合の整理された内容を紹介してみたいと思います。ケース1は、3つの火葬場を運営していくと千代田の慈光苑、光寿苑、豊平で、それぞれ大規模改修が必要に。豊平、千代田については、大規模改修が必要であり、芸北については、建替えを実施する必要があると。そうした意味で金銭的に負担が大きくなります。また、3火葬場で合わせて4炉を配備することになり、北広島町の人口規模で考えると、過剰な火葬場設備となってしまうというのが整理した結論のようです。ケース2の場合、これは慈光苑に統合し、待合スペースを整備するという今回の結論であります。この場合は、一部地域から火葬場までの距離は遠くなります。慈光苑の千代田の待合スペースも十分とは言えません。そういうことから、待合スペースの改装と言いますか、整備を必要とするということになったと思うんですけども、これがケース2、さらにケース3は新たな新規の火葬場を建設するということですが、この場合は、新たな用地の確保が必要となり、用地費、インフラ整備費、造成費等現時点でどれほどの規模になるか定かではありません。また千代田の慈光苑が比較的新しいため廃止するのは早計とも考えられます。こういうようなことが書かれてあります。そういうことから今回の結論が出てきたということでもあります。こうした内容の基本計画が出てきたということでもあります。これに関して、火葬場を整備するという上で、町として最も大切にしたいと考えていることについて、ここでお伺いしてみたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） このご質問につきましては、私のほうで答弁をさせていただきます。その前に少し補足をさせていただきますけども、これまでの答弁の中で、町有地の活用というところのご質問で3点ほど挙がりましたが、これにつきましては、委員会の中で活用できる町有地があれば、それが効率的ではないかというところで3点を挙げたわけで、それについて設置するかどうかというところまでの検討をしておきませんので、そこら辺のところはちょっと誤解のないようにお願いをいたします。この火葬場への考え方でありますけども、日本の風土、慣習としまして、火葬により個人とお別れをするということがあります。この火葬によるお別れをする場面の環境、火葬場でありますけども、この整備、確保は必要なことであると思っております。この火葬場を将来にわたって適切な環境で持続していかなければなりません。葬儀の在り方の変容や人口減少など社会情勢の変化、併せてこれまでも議論がありますように、施設の老朽化や施設管理のための人材確保、管理するために人が必要でございます。それらの持続可能に向けた解決すべき課題が多くあります。これらの状況を踏まえて火葬場整備検討委員会で検討され、今後の方向性について整理をしていただいたところであります。町民の皆様にはこの内容をしっかり説明をし、理解をしていただきながら持続可能な施設の整備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 答弁にも町民の皆さんに説明をしてという話ありましたが、この計画を進めていく上で数値化されたデータに基づいて判断するということは大切なことですが、その上で住民感情を酌み取っていただいて、より多くの賛同を得る必要があると思います。今回この計画が広報にも出されておりましたが、非常に簡単な内容で結論的な内容が書かれてあ

ったように思いまして、実際のところ当事者にしてみれば、いきなりそんな遠い所まで行かないといけなくなるという、そのことに対する不安と言いますか、気持ちのほうが先立っていたようなんですけども、その辺について、今後、今回のこの基本計画に対する住民説明会というものは開く考えがあるのかどうか、最後にお伺いしておきたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 今後の火葬場の在り方については、この計画の中でまとめをさせていただいておりますけども、これにつきましては、まだ町民の方々への説明は済んでおりません。先日行われました区長会の中でも、このことについてしっかり説明をしてほしいと、理解をしていただく必要があるのではないかというふうな言葉もいただきました。それを受けて、特に芸北地域、豊平地域になろうかと思っておりますけども、そちらのほうで、まずは区長代表の方でありますとか関係者の方にお話をして、その後に各地域の住民の方々、必要に応じてと言いますか、説明をしてまいって理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） しっかりと住民への説明会をしていただいて、その思いを酌み取っていただきたいというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1 時 5 0 分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 3 7 分 休 憩

午後 1 時 5 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。3 番、敷本議員の発言を許します。

○3 番（敷本弘美） 3 番、敷本弘美です。先に通告しております支援を要する保育・療育・教育について質問いたします。「こどもまんなか社会の実現」を掲げ、国は昨年 4 月にこども家庭庁を発足し、1 年が経過しました。こども大綱の中のこども施策に関する重要事項の一つに障害児支援、医療的ケア児への支援が示されています。また、障害児支援の概要には、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるとし、障害児の地域社会への参加、包容を推進する観点を踏まえた特別支援教育との連携の促進や一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目のない支援の充実を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもや様々な発達に課題のある子ども等について、医療・福祉・教育が連携して対応する環境整備に取り組んでいくことが示されました。本町においても令和 6 年 3 月、北広島町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画が策定され、令和 6 年度から令和 8 年度まで 3 年間の基本的な考えが示されたことから、支援を必要とする乳幼児から特別な支援を要する児童生徒への取組や、福祉事業所との連携、現状と課題について、町の考えをお聞きしたいと思います。

います。初めに、児童発達支援についてお聞きをいたします。児童発達支援とはどのような支援で、支援を受けることができる条件、対象者を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 児童発達支援とは、未就学の障害児が通所により日常生活における基本的動作の指導を受けたり、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行います。通所するには、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持しているか医師の診断書が必要で、福祉課で手続を行います。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 未就学の障害児が通所により基本的動作の指導、また集団生活への適応のための訓練を受けることができるということですが、いずれも療育手帳、また身体障害者手帳、障害者保健福祉手帳、また医師の診断がなければこれは利用できないということが分かりました。障害児相談支援の箇所でもた詳しいことをお伺いをしたいと思います。児童発達支援の事業所は本町に何か所あり、直近3年の利用状況をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町内には1か所あります。直近3年の利用状況は、令和3年度が11人、令和4年度が10人、令和5年度が14人となっています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 直近3年の利用状況は、いずれも10人を超えております。町内に1か所の事業所というのはどちらにあるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 千代田地域に1か所あります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 次に第3期障害児福祉計画の障害児通所支援に保育所等訪問支援がございしますが、支援内容と実績を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 保育所等訪問支援の内容は、障害児施設での経験のある児童指導員や保育士等が保育施設などを訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うものです。直近3年間の利用実績はありません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど支援内容と、また実績をお伺いをしましたが、この支援というのは、厚生労働省の保育所等訪問支援の手引書に、子どもの成長、発達を願う保護者の権利として提供されるサービスであり、とてもありがたいサービスですが、実績がないとのご答弁でした。申請もなかったのでしょうか、理由が分かればお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 給付の申請に基づいて給付決定をしていましたが、利用がありませんでした。利用については伺っておりません。保育所等訪問支援については、町内の事業所ではサービスを提供できる事業所がないため、今後も見込み、量とも計画をしておりません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 申請はありましたが、受けられなかったということが分かりました。次に、障害のある幼児が認定こども園等から小学校へ就学移行する時の支援を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 認定こども園等から小学校への移行時期における教育支援の在り方は、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、子どもの成長の節目であること、児童の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場の検討が必要なことから特に重要であると言われています。障害を持つ児童の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うには、早期から関係機関と連携し、児童の実態に応じた特別な配慮の下、手厚くきめ細やかな教育となるよう取り組まなければなりません。このことから本町では年2回、こども家庭課、教育委員会、小学校で町内各園所の訪問を実施し、専門家の助言もいただきながら、児童の実態に応じた進路決定の支援を行っています。併せまして保護者からの相談を受け、必要に応じ、学校の見学や面談などを行っています。今後とも障害のある子ども一人一人の教育的ニーズの把握に努め、適切な指導や必要な支援に取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど、児童の実態に応じた進路決定の支援をまた行ってくださっているというご答弁でした。この就学移行時は特にきめ細やかな配慮が大事になってきます。園所、保護者、学校との連携を密に不安なく就学移行ができるよう努めていただきたいと思います。続きまして、第3期障害児福祉計画の成果目標に児童発達支援センター1か所の設置について検討とあります。この設置時期と支援サービス、この内容を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき市町村が策定するもので、北広島町第3期障害児福祉計画は、国の指針に準じて令和6年度から令和8年度の数値目標、活動指標及びサービス見込量を設定しています。児童発達支援センターについては、国の指針によると、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することとなっています。現状では設置時期は未定ですが、県や近隣市町の動向等を注視しながら検討を進めているところです。児童発達支援センターは、障害児の発達支援や家族、障害児通所支援事業所への支援などを行い、地域の中核拠点としての機能を担うことが求められているものです。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 設置時期は未定ということですが、近隣市町の動向を注視しながら検討を進めていかれるということですが。児童発達支援機関には、このほか療育センターもございますが、本町は、児童発達支援センターを検討されておりますが、この理由を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 児童発達支援センターは、国の指針により設置を検討しているものです。療育センターは、地域の療育の中核を担う大型の施設であり、本町での設置は考えていません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 療育センターは、療育を担う大型の施設ということで、本町の規模に合った児童発達支援センターを検討されていることが分かりました。この支援センターが設置されることで障害児の支援がより充実することを期待をしております。早い時期に児童発達支援センターが設置されることを願っております。続きまして、放課後等デイサービスについてお聞きいたします。放課後等デイサービスを利用できる対象年齢と事業内容をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 利用できる対象年齢は、6歳から18歳までです。ただし、サービスを受

けることが必要であると認められた場合は20歳になるまで利用できます。事業内容は、在学中の障害児が放課後や夏休み等の長期休暇中に通所して生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことで自立を促進し、放課後等の居場所づくりを行うものになっています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほどご答弁をいただきました事業内容、在学中の障害児が放課後やまた長期休暇時に継続をして訓練を受けることができる放課後の居場所づくりであり、本当に必要なサービスの一つです。放課後等デイサービスは町内に何か所あり、また、それぞれ事業所の特徴を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町内には千代田地域に2か所あります。各事業所の特徴は、どちらも1日当たりの定員が10名の少人数の事業所で、個人に応じた支援をされており、どちらも見学や体験をしてから利用することができます。そのうち1か所の事業所は、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を併設されています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 本町、千代田地域に2か所、放課後等デイサービス事業所があるということです。特徴を伺ったのは、利用者に合った事業所を複数選択ができる、その利用ができるからです。町内の1か所は土に触れ、またみんなで農作物を作り、収穫をされていると伺いました。そのような事業所の特徴を知っていただくことも大事かと思います。町内の2事業所、放課後等デイサービスの直近3年の利用状況と、今年度の利用者見込みを伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町内2か所の放課後等デイサービス事業所の利用状況は、令和3年度41人、令和4年度46人、令和5年度45人でした。今年度及び今後の利用については、少子化で町内の年少人口は減っていますが、需要はあるため、人数的には今後もほぼ横ばいから微増で推移していくものと見込んでいます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 直近3年の利用状況はいずれも40人を超えています。また、人口は減っても微増傾向ということですが、放課後等デイサービス事業所、現状数で足りていると思われるでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 千代田地域にある2か所の事業所が芸北、大朝、豊平地域へ送迎をされておられます。身近な地域に事業所があれば利便性が向上しますが、今後少子化が進んでいく中で事業所を増やしていくのは難しいものと考えています。町内だけでなく、町外の事業所も利用することもできますので、町内外の事業所をうまく利用していただきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 少子化が進んでいく中、事業所を増やしていくのは難しい、また、町外もうまく利用していただきたいとのご答弁でございました。現在、2か所ある千代田地域の事業所から大朝、芸北、豊平地域へ送迎をされている現状を伺いましたが、限られた職員で対応されており、今後利用者が増加し、事業所が必要となった場合、町としてどのような支援、応援ができるかを伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 今後、新たに事業所の設置及び定員等を増やす事業所があった場合には、申請手続の相談支援、情報提供、地域への紹介などで協力や支援を行っていきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 引き続き、また地域への紹介等考えてくださるということで事業者としても心強いと思います。次に、放課後等デイサービス事業所と学校連携の現状と課題を伺います。初めに、放課後等デイサービスと学校の連携は、安心感のある療育・教育のためには不可欠です。現在のデイと学校の連携を伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町内には授業の終了後、または休業日に放課後等デイサービスを利用し、生活能力の向上等のために必要な訓練を受けている児童生徒がいます。子どもの発達支援には、保護者や学校をはじめとする様々な関係者が関わっています。学校と放課後等デイサービス事業所に期待される役割を適切に認識し、役割分担を明確にするとともに、より適切な教育や療育を進めていくために関係者間の連携を密にして情報を共有し、切れ目なく支援を行うことが必要です。現状では様々なケースがある中で、連携が十分であるとまでは言えない状況もございます。今後、家庭と教育と福祉間の相互理解を促進し、学校と放課後等デイサービス事業所とのより一層の連携を図ってまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今後、家庭と教育と福祉間の相互理解を促進して、学校と放課後等デイサービス事業所とのより一層の連携を図っていかれるということでございます。この連携というのは、安心感のある療育・教育のためには不可欠だと思います。一層の連携を図っていくとのご答弁でしたので、連携を図る上での放課後デイで年に数回行われている諸行事がございます。その諸行事に足を運ばれ、また児童生徒がどのように過ごしているのか、この様子を見に行かれることも必要ではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 実はこの件に関しましては、平成30年5月24日付の文部科学省初等中等教育局長より教育と福祉の一層の連携等の推進についてという通知も出ておりますので、今後は家庭、学校、福祉のトライアングルですね。しっかり連携を進めるようにしてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 教育長のご答弁をいただきました。学校の校長会等でもしっかり周知をしていただければと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） お答えします。校長会等様々な機会を使いまして連携の推進について図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 次に、居宅訪問型児童発達支援について。この第3期障害児福祉計画の障害児通所支援に居宅訪問型児童発達支援がございましたが、どのような支援なのか。併せて令和3年度から令和5年度の実績はありませんが、今年度対象者はいらっしゃるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 支援内容は、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するための外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものとなっています。これまで実績はなく、今後も実績はほとんどないものと見込んでいます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 厚生労働省の居宅訪問型発達支援の対象者の条件に日常的に医療を受ける必要がある重度の障害児、そして重症心身障害児など重度の障害児、そして重い疾患があり、集団の中では感染のリスクが高い障害児とあります。小児慢性特定疾患、難病、医療的ケア児は対象になりますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 障害や難病の特性にもよりますが、人工呼吸器、胃ろう、たんの吸引、経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な児童が対象となります。難病患者等もそのような特性があれば対象になると考えます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ストレッチャーや車椅子でその介助を要し、施設等に行ける医療ケア児とはこの支援の対象外でしょうか対象になるんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 外出することが著しく困難な障害児が対象ということですので、対象ではないと考えます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 次に、障害児相談支援についてお伺いをいたします。障害児相談支援の窓口と事業内容を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 障害児相談支援の行政窓口としては、役場福祉課に障害者専門相談員を配置しており、障害児をはじめ障害福祉全般に関する相談に応じ、サービス利用等の手続や申請等に応じています。また、こども家庭課でも障害児の支援に関するご相談に応じ、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、支援を行っています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 相談支援窓口は福祉課、またそして今年度から設置をされましたこども家庭課でも相談に応じていただけるのかを伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） こども家庭課では、ネウボラ事業の一環として、保育所、認定こども園、子育て支援センター等の関係機関と連携しながら、保健師、保育士等の専門職が相談支援を行っております。また、子育て相談会、ことばの相談会などを開催し、成長発達について相談できる場を設けております。併せまして乳幼児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診の際には発達の確認を併せて行っております。そのほか障害児サービスが必要なお子さんに対しては、児童発達支援事業所等のサービスにつなげるなどの取組を行っておりましてございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） こども家庭課で乳幼児健診等で発達の確認をし、それがサービスにつなげていけることを確認することができました。発達障害の傾向は見られるが医療機関ではなかなか判断されなかったグレーゾーン、医学的な名称ではございませんが、このグレーゾーンの子どもへの支援の考えはございますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 発達障害の傾向が見られるが診断が出ない場合は、障害児サービスを受給することはできませんが、こども家庭課では、先ほど申しましたネウボラ事業の一環として、マイ保健師による伴走型相談支援により子育て世帯へのサポートを継続してまいっております。また、保育所、認定こども園におきましては、保育士を加配するなどして支援を行っております。併せて年2回程度、保育所を保健師が訪問し、発達の確認を行い、必要があれば専門機関への紹介も行っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 発達障害の傾向は見られるが、診断ができない場合は、この障害児サービスを受給することはできないということです。発達障害のグレーゾーンと呼ばれる子どもは、障害者手帳の対象にはならないものの、自治体が交付している通所受給者証があれば、その児童発達支援、また放課後等デイサービスなどの支援を受けることが可能となります。通所受給者証の取得の流れをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 福祉課で通所受給者証を発行していますので、福祉課でご説明させていただきます。通所受給者証の取得の流れですが、一般的には利用者が利用したい事業所に連絡して、体験、見学をされます。何も情報を持ってもらえない場合は、福祉課に事前に相談に来られましたら、事業所一覧などを渡して説明のほうさせていただきます。その後、申請書類に添付書類を添えて、役場福祉課のほうへ提出をいただいて、その後決定して、福祉課のほうで受給者証のほう発行しています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 通所受給者証は福祉課のほうで発行されるということです。早目の支援につながるよう相談支援体制についても、また一人一人に寄り添う支援をお願いしたいと思います。続いて、特別支援教育についての考えを何点か伺いをします。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の調査、特別支援学校等の児童生徒の増加の状況、これは平成24年から令和4年では、直近10年間で義務教育段階の児童生徒は、平成24年度は1040万人でしたが、令和4年度では952万人で約1割減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒は、平成24年度30.2万人から令和4年度は59.5万人と約2倍増えています。特に特別支援学級の在籍者数は2.1倍に。また、通級による指導の利用者数は、2.3倍と増加が顕著に表れています。そこで、本町の特別支援教育の現状について質問いたします。初めに特別支援学級、その次の質問もなんですが、通級支援の現状について資料事前にいただいておりますが、伺いたしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） まず、特別支援学級の学びと現状ということで数値を述べさせていただきます。前期課程1校を含む小学校8校中、特別支援学級は15教室41人、後期課程1校を含む中学校4校中9教室20人となっています。通級教室でございますけれども、前期課程1

校含む小学校 8 校中 6 2 人であり、後期課程 1 校を含む中学校 4 校中 2 校の 9 人という状況でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3 番（敷本弘美） ただいま現状を伺いました。事前にいただいた資料を見ますと、小中学校のうち、特別支援学級が設置をされていない学校は 1 中学校、また、通級指導の対象者がいない学校は 2 中学校、小学校は全学校で特別支援学級、通級指導の対象者がいることが分かりました。続いて、過去 10 年間の資料もいただいておりますので、傾向と今後の推移を伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 特別支援学級は、10 年前は小学校 12 教室 25 人であったものが、現在 15 教室 41 人に、中学校 4 教室、9 人であったものが 9 教室 20 人に増加しています。通級指導教室は、令和 3 年開始時に小学校 25 人であったものが、現在、小中学校で 71 人に増加をしています。児童生徒数は減少している中で、支援が必要な児童生徒は増加をしており、今後もこの傾向は続くものと考えています。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3 番（敷本弘美） 先ほどのご答弁から、今後支援が必要な児童生徒は増加傾向にあることも分かりました。現在、特別支援学級と通級指導教室ではどのような支援を行っているのか、その支援内容を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 特別支援学級は、小学校、中学校の学習指導要領にのっとって教育が行われ、障害のある児童生徒の自立や社会参加を支援するという視点で、適切な指導と支援を行うことを目的に、障害の状態、特性及び児童生徒の発達の段階、本人、保護者のご意見、専門家の助言も踏まえながら、一人一人の障害の種類、程度等に応じた教育を行っています。通級指導教室では、生活や学習で困難がある子ども一人一人に対して、通級指導の担当教諭と当該児童生徒が在籍する学級の担任が連携、協力しながら、特性に合わせた個別の教育支援計画、指導計画を作成し、指導を行っています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3 番（敷本弘美） 先ほど指導内容をお伺いをいたしました。この特別支援学級と、また通級指導教室、どちらの学級も一人一人の障害の状況に応じた細やかな支援に努められておられることがうかがえます。先ほど通級指導の現状をお伺いをしましたので、課題があれば伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 通級指導教室の課題としましては、通常学級に在籍しながら、週に 1 時間から 2 時間個別指導のため通常の授業から抜けることへの抵抗感、授業を抜けることによるテスト、入試への不安などが課題としてございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3 番（敷本弘美） 課題としては、学習面での課題に不安があるということをご答弁をいただきました。この通級指導は、基本的にはほかの生徒と一緒に過ごすことから個性を理解することが難しく、学級内でのトラブル、また問題が生じることも多々あるかと伺っております。問題やトラブルが生じた時の対応はどのようにされているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） その問題を正確に把握し、通級の担当教諭と担任の教諭でしっかりと情報共有を行い、その子の特性に応じたものも理解しながら、解決に向かって対応しております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 一人一人その子に合った対応されていらっしゃるということでございました。一人一人その困難さというのは異なります。この困難を克服するための適切な支援を行われているということですが、どこまでも寄り添いながら、粘り強く関わっていただきたいと思います。最後になりましたが、支援が必要な児童生徒の健やかな育成のため、北広島町の教育のトップである教育長に特別支援教育の在り方、また教育理念を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 本年度の義務教育基本理念は、「豊かな人間性と文化を育み、一人一人が共に輝く義務教育の実現」としています。この基本理念を踏まえて、私は、教育の目的は、子どもが幸せになるために必要な力をつけていくことだと考えています。現在、必要な力とされる思考力、表現力、判断力、コミュニケーション力等も、これを育成することはその児童生徒自身が幸せな人生を送るために必要な力になると考えているからでございます。もちろん障害のある子どもたちにとっても幸せな人生を送ってもらいたいという思いは同じでございます。私自身、中学校の教諭時代に3年間特別支援学級の担任をしておりました。その経験から強く思ったのは、この生徒たちが中学校を卒業後、幸せな人生を送るためにはどのような進路にしたら良いのか、または中学校卒業までにどんな力をつけてやれば良いのかということをいつも考えておりました。このようなことから、全ての児童生徒が自分の幸せな人生を送るためにつけなければならない力の育成を主眼に今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 教育長の教育理念等伺いました。特別支援学級の担任も3年間された経験のある教育長の理念を改めて、全ての子どもが幸せになる権利があり、また、皆で支えていく義務があることを痛感をいたしました。支援を要する子どもたちと、その家族が安心して相談ができる体制づくり、また支援の充実をと願いまして、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。2時40分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 30分 休 憩

午後 2時 40分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文でございます。今回は、2問の一般質問を提出をしております。まず、1問目でありますけども、「平和行政の推進は」というタイトルでございます。広

島市に原爆が落とされたあの日から79年経過いたしました。直接被爆死された方、被爆後に多くの苦悩を抱えながら亡くなられた方、想像を絶する方々が被害に遭われました。今もなお、被爆の後遺症を抱えながら、自らを救いながら、自らの体験を通して人類の危機を救うための病んだ体に鞭打って頑張っておられます。この前段の書き出しは、先日、原爆被害者の会の総会があった時の前段に使われた言葉でありますから、適当かどうか分かりませんが、了解の上に紹介させていただいたという一文でございます。被爆者の方はこうっておられます。未だ核の脅威から子や孫、そして人類の平和は勝ち取れていない。世界中の核保有数1万発以上あるが、核兵器の危機から逃れることができるのは、核兵器をなくすことによつてのみである。というふうに言っておられます。2017年に国連で核兵器禁止条約が採択され、2021年に発効しました。昨年、広島でG7サミットが開催され、核保有国を含む国々のリーダーが集い、核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンが発表されました。これで大きく進展するかと思いきや、一定の成果は評価しますが、世界の要人が広島に来たということで、観光地としてのにぎわいを得ることだったのかなというふうにも思わされたわけでございます。日本が全世界の核兵器をなくすために核兵器禁止条約を批准して、条約を実効あるものにしていく牽引役にならなくてはなりません。そこで、町行政の被爆者対策についてお聞きをしてみたいと思います。現在、本町で被爆者健康手帳を所持されている方は何人おられますか。合併時の分かれば、その数字もお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 本町で被爆者健康手帳を所持されている人数は、令和6年5月末現在で537人です。合併時に所持されていた人数については把握できませんでしたが、県から事務移譲された以降の数値は把握できましたので、確認できた年度で回答させていただきます。平成20年4月1日現在で1064人となっています。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解しました。私は、もっと被爆者の方がたくさんいらっしゃるというふうには私自身は思っていたわけですが、被爆して、もうこれだけの年数がたてば、もうお亡くなりになられているということの結果をお聞きしたように思います。以前もお聞きをしてみましたけれども、被爆者の方と被爆者以外の方の体の健康状態を示す病院に行った時の診療結果をお聞きしたことがあるんでありますけれども、その場合、国保と社会保険が仮にあったにしても、社会保険の部分は分かりませんから、国保分だけお聞きしたというふうに思いますが、その時の数字と今の数字をちょっと比較してできるものがあればお教え願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 平成28年6月議会におきまして、27年診療分として国民健康保険被保険者の医療費についてご答弁申し上げております。その時の数字につきましては、1人当たりの医療費で比較しますと、被爆者の方が約72万3000円、被爆者以外の方37万3000円で、被爆者の方のほうが35万円高いという答弁を申し上げております。現在、被爆者の方、皆様後期高齢者医療保険ということでございますので、令和5年の後期高齢者医療保険の医療費についてご答弁申し上げます。1人当たりの医療費を比較しますと、被爆者の方、約109万6000円、被爆者以外の方は約99万7000円で、被爆者の方のほうが9万9000円高くなっているということでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私の質問自体が国民健康保険の診療件数というふうに言ったわけですけど、年齢によって国保じゃなくて後期高齢者になっているということを理解しておらんかったということで、質問しましたけれども、ええあんばいに答えてもらってありがとうございます。その当時は、平成27年は1人当たりは被爆者のほうが25万円程度、それから一般の方が37万円と、かなりの医療費の差があったというふうにお聞きしております、このたびもそのぐらいの数字の差が出てくるのかなというふうに思いましたけれども、今回は、先ほど最後に言われた数字が意味がよく分からなかった部分もあるんですが、令和5年に1人当たりが109万、あるいは一般が99万というふうに言われたように思いますが、あれは医療費のことを言われたんですか、人数のことを言われたんですか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 1人当たりの医療費についてご答弁申し上げます。被爆者の方が約109万6000円、被爆者以外の方が99万7000円でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） やはりいずれにしても被爆者の方の医療費が高いよという結果には間違いないと、言いながらも、被爆者の方もかなりのスピードでと言いますか、亡くなられる方も多くなっているということは間違いのないわけであるんですけども、それにしても、なかなか医療費が高いという現実には変わりはないと。私も二世でありますけれども、やはり二世も一世と同じように不安を一般以上に抱えているというのは、いろんなところに行った時に知らされるわけでありまして、その辺はこれから少しずつ質問した中でお聞きをしていくことになると思いますけれども、被爆者と被爆者以外の健康診断の受診をしまして、それでの要受診とかいう、一般的に良いですよということやら、いやいや大変ですよというふうな結果報告がそれぞれのところに来るわけですが、その割合はどのような状況でありましょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 昨年度本町が実施しました健康診査の結果を後期高齢者の方で比較しますと、要検査、医療機関の受診が必要な方、あるいは治療中の方は、被爆者の方が80.6%、被爆者以外の方で76.4%でした。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） やっぱり被爆者の方がデータを取ってみても多いというのが明らかになっているというふうに思います。特に被爆をしていて、被爆者の健康手帳を持っているからお医者に行こうというふうに思われるということももちろんあるんでしょうけれども、仕事がなかなかできにくいということも踏まえて、お医者に行くのが仕事だというふうなことも、逆に言ったらあるかもしれませんけども、非常に高くなっているということでもあります。それでは、次に、最近、黒い雨のことが非常にニュースになって、かなりの方が受診しておられますよというふうにお聞きしますけども、この町の状況はいかがですか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 令和6年6月10日現在、昨日現在ですが、黒い雨の申請者と認定者、健康管理手当の受給者数のほう報告をさせていただきます。昨日現在で黒い雨の申請者数は263人、認定者数は239人、黒い雨での健康管理手当受給者数は194人、黒い雨以外で申請された方を含めた全体での健康管理手当受給者数は469人となっています。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） かなりの方が黒い雨に実際に遭われておられて、申請をされて、その申請が受理されて認可をされる、あるいは許認可、認可にならないというのも含めて拒否というのもあるんでしょうけども、かなりの方が申請をされた。うち認定をされているという事実が分かりました。認定はされましたけれども、原爆健康管理手当をもらっておられる方が何人おられますかというふうにお聞きをしたのは、被爆されましたということがあってもそのうちのかかっている病気について該当がないと健康管理手当と言うのは手当が出ませんから、その手当が出るのが黒い雨の方であっても194人いらっしゃるということですから、かなりの方がこの黒い雨という部分の制度に、今まではなかなか被爆者ですよということで認めてもらうということにならなかったし、すくい上げてもらおうと思っても証言者がなかったという状況があったけども、このたびは証言者がなくても、その地域の中に黒い雨が降ったよという現実なものがあるのを基にして審査されたようでありますから、194人がそのように、ごめんなさい、認定が今日現在で239人、そのうちの194人が健康管理手当を受給できることになったということでありました。そういうふうなことで、私はこれからももっと実際に黒い雨を遭ったけどもというふうに私に訴えられた方もこれまでいらっしゃいましたけども、もう既に亡くなっちゃったんで、どうにもなりません、これからまだこの数は増えていくだろうなというふうには私は思っております。それで、今までは被爆者のことをお聞きをしてみましたけれども、被爆者の方の人数は今お答えいただいたわけですけども、被爆二世もいらっしゃるんですけども、被爆二世の数は把握しておってはいないですね。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 被爆二世の人数については、ちょっと町のほう方で把握をしておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今の情勢の中では、被爆二世ですよというのは、被爆二世が言うか、被爆一世が言わない限り数字が分からないんです。被爆一世については県の被爆支援課のほうに今のデータが行ってますから分かりますけども、その子どもさんが何人おられて、今生きておられるんか生まれておられるんか、住んでおられるんかというのは分かりませんから、当然分かりません。この町にも被爆二世の会というのはありますけれども、それも親が、うちの子は被爆二世ですよというふうに言うた方、あるいは自分が被爆二世でありますと言うた人でないと、被爆二世ということで、今は被爆二世の会がありますけども、認知をしていないという状況ですから、分かりにくいわけであります。ただ、今、被爆二世であるか被爆二世でないかということの確認はできないというふうに言いましたけれども、それぞれの市町に被爆二世の無料健診を受けてくださいというはがきがそれぞれの市役所なり役場なり支所なりに置いてあるんですけども、そのはがきをもらって帰って、自分の名前書いて県庁のほうに届くようになってるんですが、それを送り届けると、被爆二世の無料健診をどここの診療所で受けることができますということがあるんですけども、そういうところについては二世であろうが二世でなかろうが、自分が二世だというふうに認識している人間が出せば当然受けられるというふうにならなってるんですね。県のほうも二世かどうかというの分からんわけですから、自らが一步踏み出したらできますということに今なっています。そこで、私たちも毎年被爆二世の方にいろいろな健診とかがあるにはありますけども、被爆二世の健診もぜひ受けてくださいというふうに言うんでありますが、この被爆二世の健診自体が非常に中身の充実してないものでありまして、がんについてもそういうのはありませんし、一番心配しているようなことは中身の中になん

で、あれなら会社の分で行くよ、あるいは町の方で行くよ、市の分で行くよというふうなことでありまして、なかなか受けてもらっていないんでありますが、今、この町で、今の被爆二世の無料健診に行っておられるというデータはあると思いますが、何人ありますか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 令和５年度の数値になりますが、令和５年度６０人受診されています。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○８番（梅尾泰文） 大体例年５０人、６０人ぐらいなんであります。毎度、その二世の方にはお伝えはするわけですが、やっぱり中身が充実していないということが一番言われるんですけども、県と毎年交渉したりするんですけども、中身を充実してくださいというわけですが、なかなか充実はしてくれません。充実するには、今度逆説で皆さんが検診に行ってもらえんけ、検診に行ってもらえる医療機関を増やしてきてるのに、行ってくれないのはあなたたちじゃないですかという、逆説で、行かん私たちが悪いように今されてるわけですが、そういうふうなことで５０人程度しか健診に行っていないという状況であるわけであります。それで、県と交渉する際に被爆二世の健診について、県としては健診を受けてくださいねというふうな広報、県の広報もしてますけれども、それぞれの自治体にも広報してくださいねというふうなことをそういうふうにご指導してるんですがと言った手前、町のほうに聞いて見にゃいけんのですが、どういうふうなあんばいで県からは案内がありますか。健診に関わっては。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町においては、県からいただいたポスターやリーフレットを福祉課、各支所、各保健センター等にも置いておりますが、広報的なところにおきましては、広報きたひろしま及び北広島町のホームページに掲載し、紹介のほうさせていただいてます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○８番（梅尾泰文） 広報を一生懸命していただいているんだろうというふうに思いますけども、なかなかそれが次に進まない、つながらないということだというふうに思います。それでは、ここ一番大事なところなんでありますけども、被爆者と被爆二世の遺伝子の関係というのがだんだんと最近ゲノムの関係とかいうことで言われ始めていますけれども、ずっと比治山で略して放影研、放射線影響研究所という名前ですけど、比治山ですと被爆者の方たちの健康状態をずっと調査をしている。それからまた健康な人も調査をして、被爆者と被爆者でない人の調査をしている。それからまた二世も、被爆二世と被爆二世でない人の調査もしているわけですが、まだ、いまだそれこそ二世に関わって遺伝的なものは認められませんということになっているわけなんでありますが、そここのところは、例えば、放影研のほうにお聞きになって、データ持っておられるんじゃないかというふうに思いますし、私らも、また近々放影研のほうに行って事情聞こうというふうに思っているんでありますけども、そこら辺のところの突き合わせも含めてお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 広島市にある放射線影響研究所、略称放影研と言いますが、こちらのほうにメール、電話等で問合せをしました。現在ではまだ被爆二世の方に臨床的、または潜在的な影響を生じたという証拠は得られてないという回答でした。ただ今後、放射線影響研究所においては、被爆者と被爆二世のゲノム解析、全ての遺伝子を用いた調査を計画されているということをお伺っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 熱心に研究はされておられます。私はもう5年か6年ぐらい前に被爆二世の会で比治山へ行きまして、所長さん、所長さんは多分外国人だったと思いますけども、それ以下は日本人の方もいらっしゃいましたけども、親切に教えていただくんでありますけども、どう言うても医学博士と言いますか、研究はされますが、物事の実態、被爆した時の実態がどうであったかというようなことは研究には関係ないわけだろうと思いますが、そこら辺のところはなかなかご存じなかったわけでありましたが、私が行って、母の、父の実態をお話したりする時に、ああそうですかというふうに感心してもらいましたが、感心してもらったということと研究とは一つもくつつくものが多分なかったんだろうと思います。いずれにしても今の国も放射線影響研究所なりの研究結果が右に向くか左に行くかの大きな岐路になっているんだろうというふうに思います。そこら辺も私らも力を入れて取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。先ほどこちと被爆二世の関係で、私たち被爆二世ももう79歳になります。最高齢は79歳であります。その79歳を筆頭に親の亡くなり方を子どもとして見てきております。ほとんどががんであります。その兄弟、自分たちの兄弟という意味ですけども、それも弟ががんで、お兄さんががんで、妹ががんでというふうに、その症状を見ていたら、生きている自分が、今何人かまだ生きているけども、ほとんどが兄弟の症状を知っているがために不安でしょうがないというようなことをずっと日頃聞いておるんです。ゲノム解析がどのようになるかというのは分かりませんが、そういうふうなことを身につまされてずっと生活をしておるといふ現実があります。そこで79年の今年、あるいは、これから80年が来年迎えられる。広島県の被爆者団体連合会、被団協のほうも、これからどういうふうな式典をされるかというのは分かりませんが、この町も75年の時には開発センターでしたという記憶を私は持っております。そこで、今年あるいは来年に向けて町長どのようなことをお考えなのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 町としては式典等は考えていませんが、北広島町原爆被爆者の会においては、70年、75年の際に式典を計画されておられました。80年の式典を開催されるようであれば、支援及び協力をしていきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 2問目に入りたいと思います。危険家屋の対処はということであります。これは何度か空き家対策の対処について一般質問をこれまでも行ってきました。今回も空き家の危険家屋に関わる現状や対処や取組についてお聞きしてみたいと思います。家屋には所有者があり、維持管理の責任があるし、その危険家屋の近隣住民に対する不安や迷惑をかけてはならないはずであります。ところが居住者が亡くなり、相続人が故郷に帰ってこられず、空き家のまま管理されずに放置されている家屋が多くあります。そこで危険家屋については、本来町が直接関わることはありませんが、町民からの苦情も含め、把握されている物件数をお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在把握している危険家屋数は、令和6年5月末時点で235件でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

- 8番（梅尾泰文） 235件、以前に比べると、これが増えたのか減ったのか、多分増えているんだろうというふうに理解をしますが、それで正しいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 後ほどにもなりますけども、平成30年、令和2年から言えば増えているような状況になります。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 了解しました。今、危険な家屋がどのような状態で把握されているのか、倒壊予測のできる家屋というのは、今の235件ということではないんだろうと思いますが、倒壊家屋235件だよ。倒壊予測家屋が235件でよかったんやね。それでは、倒壊家屋数は何棟ありますか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 倒壊した家屋数については把握しておりません。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） それこそ難しいでしょうね。何をもって倒壊かというのは難しい基準でありましょうから。それじゃあ、所有者や管理者とどのような対処方法を、いろいろな今三百何件あるうちで、235件あるよううちで、どういうふうな対処方法がされているのかというのをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） ご相談がある件数については、危険家屋等ですので解体を前提とした協議等、指導等、ご助言等しております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） そのご助言に沿うてくれてなら良いですが、なかなかご助言に沿うてくれとてないけ、件数が増えたりしてるのかなというふうに思うわけですが、そうは言うても、行政が危ないから何とかしてえやと言ったら、それに応えて、うちもそういうふうに思うとるけえ何とかしますよと。だがもうちょっと待ってくれということも含めてであります、理解してもらって、取壊しをしましょうというふうなのは大体どのぐらいありますか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 相談対応時に所有者や管理者の方が危険家屋に対する対応方針をすぐに決断されることは少なく、また自己資金で解体されることも多いため、正確な解体件数は把握できておりませんが、特定空き家については、認定した15件のうち13件が解体されております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 分かりました。危険家屋だから解体を進めますよというふうに言うたら、了解しましたしませんいうて言わんでも解体する家もあるんかもしれせんし、そうでない家もようけ残っているということでしょう。今、特定空き家について認定した15件のうちの13件が解体されておられますというのは、この解体しておられますと。これは後からまた聞くことになるのかな。通告したとおりに進んでいきましょう。危険家屋の情報者や近隣の住民に対して所有者とのやり取りや状況報告はできているのか。いわゆる近隣者は不安を、恐怖でならないのに返答がないと言っておられるということではありますが、ご理解いただいておりますか。どういう状況になっておりますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 危険家屋が解体されるまでには相当な時間がかかる場合が多いため、特に危険性の高い特定空き家については、関係者に対する情報提供に努めてまいっております。今後も関係者への丁寧な情報提供ができていかなどを確認しつつ、危険家屋への対応を進めてまいります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） これまで危険家屋の取壊しに関わっては、強制代執行や略式代執行を行った件数はあるというふうに思いますが、あれば何件ありますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 北広島町内においては、強制代執行や略式代執行を行った件数はありません。ゼロ件でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 強制代執行あるいはそれ以外の執行でありますけれども、かなり危険な所があるというふうに思いますが、何の基準をもって、その執行するか執行しないかという基準がまず分からんと、ほんまにこれは大丈夫なのというふうに言うても、それには該当しませんよと言われるのかどうなのかということだけ、ちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 空き家等の関係で言えば、まず助言、法第12条による助言、その次に助言、指導、これが第14条の1項ですけども、それから勧告、それから命令というふうな4段階がございます。今までいずれもその途中の段階で解体等行われておりますし、また15件のうち、まだ1件残っておりますけれども、命令のほう、その次に代執行というような順番になっていきますけれども、まだその段階でないという判断でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 家屋もそうでありますけれども、家屋について、荒れた木が家の周りにたくさんあって、あるいはその周りに茅がいっぱい生えていて、入っていくのに入っていかれもしんし、もちろん入っていく人はおらんのですが、そこにイノシシやシカやクマやら、クマはおらんのですか、タヌキが入ったりしてから、大変恐ろしいんじゃないというふうなことはある地域で何件か何度もお聞きをするわけではありますが、その土地の所有者、家の所有者にお話をされているのもお聞きしておりますけれども、一向に進んでいないということもあります。そういうふうな場合は、さっきおっしゃった指導、助言、そこから先だんだん進んでいくにしろ、どの辺ぐらいまでいったらいいかというような、具体的にどこどこですよという場所を言わにや答えてもらえるものではありませんか、ありますか。全体的な話で良いですから、お聞きしてみたいというふうにも思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員当初おっしゃられたように個人の財産でありますので、個人で管理していただくことが大前提ではございますが、所有者もしくは管理者の方に対して周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないために適切な管理を実施するよう、今後とも助言や指導を行ってまいります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いずれにしても、近所に迷惑かけちゃいけないよというふうに思ってもら方

については、それなりの対処、速やかにあるいはゆっくりであってもしておられるというふうには思いますけども、そのことができていないということで、何度も何度も同じことを私らの耳には入るわけであります。もう時間がないですよというふうなこともありますけども、今、私が住んでいる地域は、まあまあ街の中のほうにあるんです。郵便局があつて交番があつて、病院があつて、歯医者があつて、近くにお寺があつてというような所にありますし、建売の住宅もたくさん建ってますし、賃貸の住宅も建っているという所の、志路原川の赤い橋がある古保利橋の上流でありますけども、そこの上流の所にいつまでも崩れそうな家屋が建っています。もう何年か前にも私はこの場でこの写真を見ていただきまして、それからもう何にも変わっていないんですね。それからもうこの地区のすぐ隣の志路原川河川で毎年とんどという事業をしますけれども、そこにたくさんの、50人ぐらいの人数が集まってきますが、子どもも来ますが、おじちゃん、あの家はどうなるとるんね言うて、どがあするん言うてから、子どもたちがこの状況を見て言うんです。この近くには、さっき言ったように賃貸の住宅もありますし、これは町道ですからね。それも、このことは町内会長あるいは区長、そして私も来て何度もお話をさせていただいて、何とかしようというふうには言うてもろたように思いますが、あれから6年も何年もたつて何にも変わっとらんわけですよ。どういうふうに判断されますか、今の危険家屋じゃありませんか。お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 危険家屋の定義についてはいろいろございますけども、かなり古い建物であることは承知しておりますが、町道等に倒壊する危険があるかどうかというようなことも考慮していきたいと思っておりますけども、現状、議員がおっしゃられた物件に関しては、町道等に影響がないものと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 何と心のない町ですね。そこに何人の方が住んでいて、何人の方たちが毎日生活をしているんですか。そして町道で、中学生の生徒がそこを通学路で通ってますし、高校生も通ってます。そういうことが6年も前から文書で届けて、町長が地域の懇談会に来た時にもようよう聞いてもろうてもおりますし、今、建物は確かに個人の建物ですよというふうに言われましたけども、その建物の敷地は、町の敷地なんですよ。町の敷地の上に今の建物が建っているのに、非常に危険な状況が続いて何年も何年も、どういう人たちが困ってんだと思うてんですか。家屋の持ち主は困ってじゃありませんよ。おってないんですから。それで管理しよるのは私らが草も枯りよるんですよ、その近くの草も。そういう実態も知らんこうに、基準がどうのこうの。こらえてくださいや。生活権というのはどうなるんですか。ということをお訴えて、時間があと45秒じゃけ、最後にお答えください。町長をお願いします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 議員ご指摘の案件につきましては、これまで議会でも答弁させていただいております。環境面、景観から見ても早急に対応すべきものと思っております。これまで所有者、そのご家族にお話をさせていただいておりますが、なかなか対応していただけていない状況がございます。町としても強制的な対応ができないというふうなことでありますので、引き続きお話をしていくしかないかなとは思っております。近隣住民の皆さん、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしておりますけども、ご指摘ありましたように町有地であります。それを貸している貸手の責任としても早急に対応してまいりたいと思っております。これまでも

お話をしてくれておりますけども、なかなか行政的な立場でお話をしても聞き入れてもらえないという部分がございますので、地域の方で所有者の方にお話ができる人、関係者の方がおられれば、そういうルートもお願いしながら、引き続き地道に声かけをしていながら対応していきたいというふうには思っております。少し時間をいただければと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 時間をいただきたいとか、今になってから近所の人で話ができる人おらりやせんかというて、やっそこさがあな話をするようなことじゃ物事は解決しやしませんよ。ぜひ本当に真摯に受け止めてもらって、明日でも明後日でも明後日でも行ってから話をするというぐらい気構え持ってもらわんと困ります。終わります。

○議長（湊俊文） これで、梅尾議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日12日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は、午前10時から本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 22分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~